

PPWR（EU包装・包装廃棄物規則） 調査報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
令和6年度輸出環境整備推進委託事業

令和7年3月

1. 容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

p.3

2. 事業者課される要件

p.7

(1) 包装に関する要件...p.8

① 包装に関する要件の全体像・スケジュール...p.9

② 有害物質の使用規制（5条）...p.12

③ リサイクル可能な包装（6条）...p.13

- ・ 規定内容
- ・ 「リサイクル可能な包装」の要件がもたらす食品包装への影響
- ・ 今後設定されるリサイクル設計基準の方向性
- ・ コラム）軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX
- ・ コラム）軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 RecyClass

④ プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）...p.23

⑤ プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）...p.24

⑥ 堆肥化可能な包装（9条）...p.25

⑦包装の最小化（10条）...p.26

- ・ 規定内容
- ・ 参考：包装の空きスペースの上限の制限（24条）

⑧ 再利用可能な包装（11条）...p.28

- ・ 規定内容
- ・ 参考：再利用可能な包装に関連する規定内容（26,29条）

⑨ ラベリング規制（12-14条）...p.30

⑩ 特定の包装の禁止（25条）...p.31

(2) 包装材の管理に関する要件...p.32

① 包装材の管理に課される要件の全体像...p.33

② 適合性評価...p.34

③ 拡大生産者責任...p.37

④ 生産者管理簿への登録...p.39

⑤ 再利用システムへの参加...p.40

3. 加盟国に課される要件

p.42

(1) 目標...p.43

- ① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築 ...p.44
- ② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築 ...p.45
- ③ 素材別リサイクル率・回収目標 ...p.46

(2) 主要な要件...p.47

- ① 返却・収集システム ...p.48
- ② デポジット・リターンシステムの構築 ...p.49
- ③ 再利用・再充填 ...p.50
- ④ 罰則 ...p.51

4. EU関係者・加盟国等の対応

p.52

5. 参考資料

p.56

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

欧州におけるサーキュラーエコノミー政策の流れ

- EUでは2015年以降、成長戦略の一環として多様な経済活動を循環化する政策を推進している。
- 2015年に提示された循環経済行動計画を踏まえて、各種製品分野に関して、循環資源活用（再生材、バイオ材）やビジネスモデルの転換・サービス化の促進（修理する権利など）に資する施策を打ち出している。

循環経済行動計画（2015年）

- 行動計画の策定（海洋プラスチックごみの大幅削減、エコデザイン指令作業計画、二次資源の品質基準の開発、等）
- 廃棄物法令の改正案（再利用、リサイクル、埋立に係る目標設定）
- 優先分野（プラスチック、食品廃棄物、希少原料、建設・解体、バイオマス）における取り組み 等

グリーンディール戦略

- 2050年気候中立を目指す戦略。気候中立の実現に向けた中核的な政策にCEが位置づけ
- 循環経済行動計画の策定、情報開示の促進、グリーンウォッシングの防止などの方針を掲げる

情報開示など

- タクソノミー規則成立（2020年）
- CSRD発効(2023)/ESRS(策定中)

新循環経済行動計画（2020年）

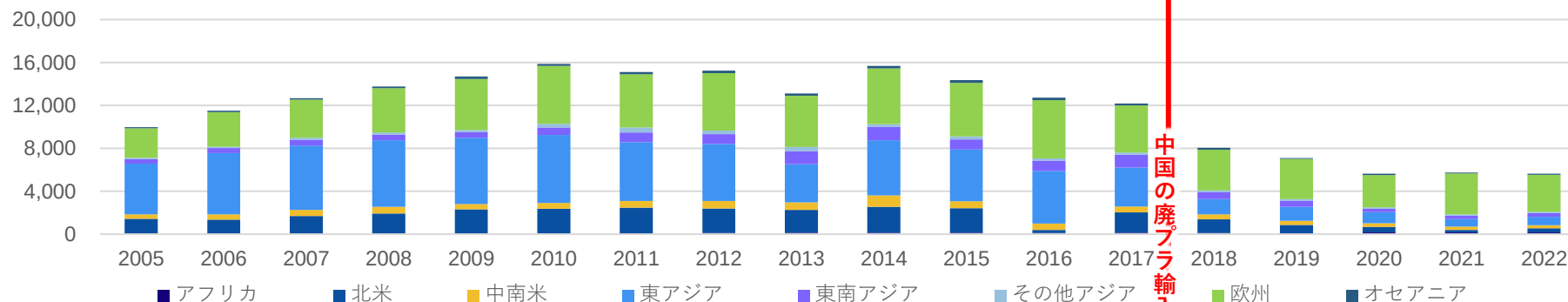
- 持続可能な製品政策イニシアチブ（SPI）、消費者の権利強化、環境負荷と循環性のポテンシャルが高いセクター（電気電子機器、電池・自動車、容器包装、プラスチック、繊維、建設など）への対策等を掲げる

CE全般	電気電子機器	電池・自動車	容器包装・プラスチック	繊維	建設
持続可能な製品のためのエコデザイン規則案（2022年3月） グリーン移行における消費者のエンパワーメントに関する指令（2022年3月） 製品の修理を促進するための共通ルールに関する指令案（2023年3月） グリーンクレームに関する指令案（2023年3月） 重要原材料規則案（2023年3月） 等		電池規則案（2020年12月） ELV規則案（2023年7月） 等	包装および包装廃棄物に関する規則案（2022年11月） バイオベース/生分解性・堆肥化可能なプラスチックに関する政策枠組みに関するコミュニケーション（2022年11月） 等	繊維戦略（2022年3月） 改正廃棄物枠組み指令（2023年7月） 等	建設資材規則（2022年3月） 等

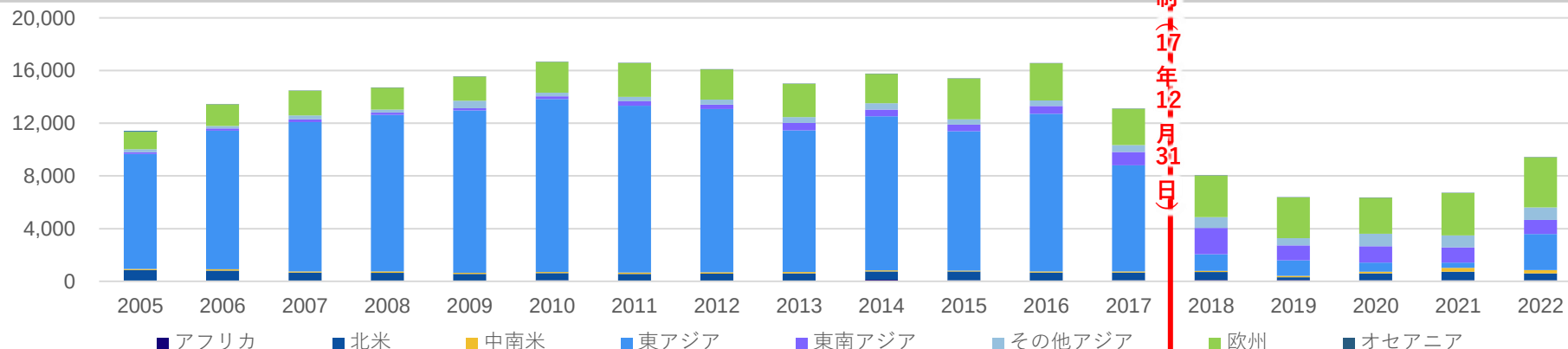
欧州におけるプラスチック廃棄物問題の背景

- 特にプラスチックについては、UNCTAD（UN trade & development）によると、欧州のプラスチック廃棄物は世界の輸出力の約61.4%（2022年）、輸入量の約40.5%（2022年）を占めており、国際的なプラスチック廃棄物削減について大きな責務を担っていると捉えることが可能である。
- 世界のプラスチック廃棄物の多くは2017年までは東アジアが輸出先となっていたが、適切処理されない資源ごみによって引き起こされる環境問題や人体への悪影響への懸念から、中国が2017年末に主として生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止。その結果、輸出入量全体が減り、各国とも自国内での排出抑制策を強化する必要性に迫られた。

プラスチック廃棄物の輸出力



プラスチック廃棄物の輸入量



容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

- 容器包装・容器包装廃棄物規則は包装廃棄物の削減を目的として2022年11月に提案され、2025年2月11日に発効した。
- これまでEUにおける包装廃棄物に関する規制は、指令（Directive）として、EU加盟国それぞれの国内法で法整備されていたが、加盟国間に対応に差が生じたため、今般規則（Regulation）に格上げされ、環境配慮の要件が増えた形でEU加盟国に一律に適用されることとなった。
- 2026年8月から要件が順次適用開始され、リサイクル可能な包装などの主要な要件は早ければ2030年から適用開始される予定である。

包装に課される要件のポイント

持続可能性要件・表示規制

- 有害物質の使用規制
- リサイクル可能な包装
- プラスチック部包装の最低リサイクル含有割合
- プラスチック包装におけるバイオベース原料
- 堆肥化可能な包装
- 包装の最小化
- 再利用可能な包装
- 表示規制

包装の空きスペースの上限

特定の包装の使用禁止

再利用・充填・詰め替え

包装・包装廃棄物の管理に課される要件のポイント

適合性評価

拡大生産者責任

生産者登録簿への登録

再利用・デポジット・リターンシステムへの参加

特定の包装廃棄物削減・リサイクル目標

輸出事業者の皆様に関係する要件

【政策目標】

1. 再利用や詰め替えシステムを増やすなど、**包装廃棄物を防止・削減**する
2. **2030年までに、EU市場で流通しているすべての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**
3. 安全な方法で包装への**リサイクルプラスチックの使用を増やす**
4. **包装におけるバージン材の使用を減らし、2050年までにセクターを気候変動ゼロにする**

2

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

事業者²に課される要件

2

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

事業者課される要件（1）包装に関する要件

- ① 包装に関する要件の全体像・スケジュール
- ② 有害物質の使用規制（5条）
- ③ リサイクル可能な包装（6条）
- ④ プラスチック包装の最低リサイクル含割合有割合（7条）
- ⑤ プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）
- ⑥ 堆肥化可能な包装（9条）
- ⑦ 包装の最小化（10条）
- ⑧ 再利用可能な包装（11条）
- ⑨ ラベリング規制（12条）
- ⑩ 特定の包装の禁止（25条）

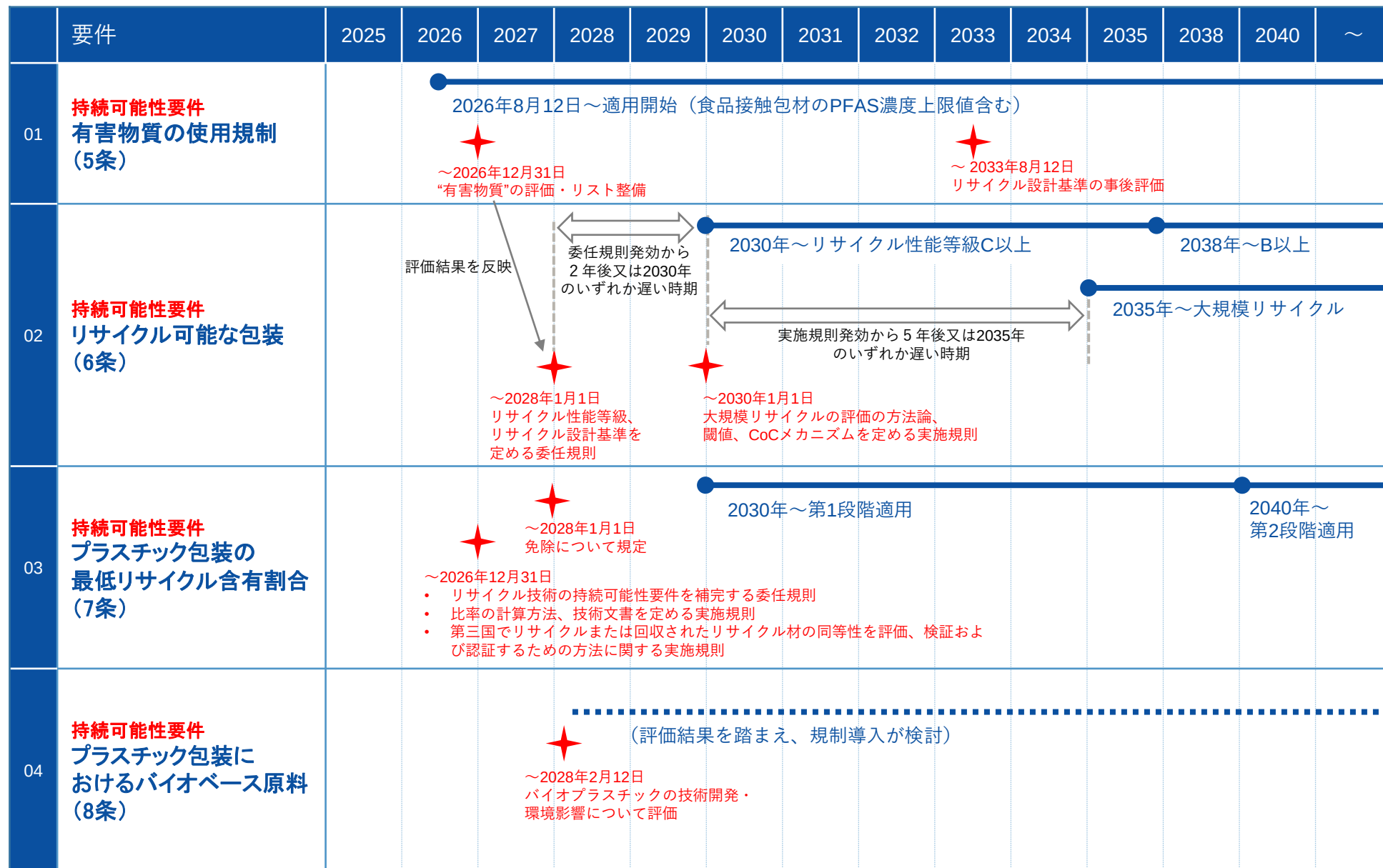
包装に関する要件の全体像

- EUへ輸出される包装製品（食品を含む）は、適用開始までに要件を満たさなければ、EU市場で販売できなくなる。
- 下記に抜粋した要件は、商品の包装に課される要件である。各要件の詳細については、本規則とは別に、今後2～10年の間に下位規則の中で定められる。特に、6条、7条は、事業者にとっても大きな影響がある要件である。

赤枠は、持続可能性要件

01	有害物質の使用規制（5条） 2026年8月以降、包装における懸念物質の量及び濃度は最小化しなければならない。食品接触包装材については、PFASについて、含有量濃度が基準値以下にする必要がある。	05	堆肥化可能な包装（9条） ティーバッグ、生鮮野菜・果実に貼られるシール等は、堆肥化可能になるように設計される。
02	リサイクル可能な包装（6条） 2030年以降、リサイクル可能に設計された包装材を活用する必要がある。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降は、等級B以上を満たすことが求められる。	06	包装の最小化（10条） 2030年以降、包装材は、機能を確保するために必要な最小限の重量・体積で設計される必要がある。 例）二重壁、二重底、不必要な層等の、体積を不必要に増加する包装は禁止
03	プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条） 2030年以降、プラスチック包装材（PET・その他プラ）について、リサイクル材を一定割合以上含む必要がある。 2040年にはさらに割合を引き上げる。	07	再利用可能な包装（11条） 2030年以降、パレット等の輸送用包装材、段ボールを除く箱型グループ包装、一部の酒類、乳飲料等を除く飲料包装は、一定割合以上が、再利用可能な包装材で提供される必要がある。
04	プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条） 2028年2月までに、プラスチック包装材について、バイオプラスチックの目標設定等を検討する。	08	表示規制（12～14条） デポジット制度、再利用可能な包装材、リサイクル含有割合等の要件について、ラベル表示が必要となる。
09	特定の包装の使用禁止（25条） 2030年以降、特定の包装は禁止される。 例）複数商品をまとめるフィルム、生鮮果実・野菜用のネット/使い捨てトレイ、レストランで提供される調味料等の小袋		

適用開始スケジュール



適用開始スケジュール

	要件	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2038	2040	～
05	持続可能性要件 堆肥化可能な包装 (9条)		★ ～2026年2月12日 CENによる 統一規格の作成・更新		● 2028年2月12日～適用開始										
06	持続可能性要件 包装の最小化(10条) 包装の空きスペースの上限 (24条)の記載内容も含む		★ ～2027年2月12日 CENによる統一規格の作成・更新				● 2030年1月1日～包装の最小化 グループ包装、輸送用包装、EC包装の空隙率50%以下								
07	持続可能性要件 再利用可能な包装 (11条) ※26-29条の記載内容も含む		★ ～2027年2月12日 ① 再利用におけるローテーションの最低 回数の設定を定める委任規則 ② 再利用可能な対象となる製品のガイド ライン				● 2030年1月1日～加盟国での再利用目標①							● 2040年1月1日～ 加盟国での再利用 可能目標②	
08	表示規制(12-14条)		★ ～2026年8月12日 統一ラベルに関する実施 規則		● 2028年8月12日～ピクトグラム、堆肥化可能性、デポジット・リターン対象の表示 等		● 2029年2月12日～再利用可能性に関する表示 等								
09	特定の包装の使用禁止 (25条)		★ ～2027年2月12日 禁止対象の包装のガイドライン				● 2030年1月1日～適用開始								

有害物質の使用規制 (5条) の規定内容

- EUへ上市される包装材は、排出物や、二次原料、灰、最終処分のためのその他の材料などの廃棄物管理の結果、及びマイクロプラスチックによる環境への悪影響を含め、**包装材又は包装材の構成成分として懸念される物質の存在及び濃度が最小になるように製造されなければならない。**
- 包装に含まれる**鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度は100 mg/kg以下とする。**
- 2026年8月12日以降、**食品接触包装材は、一定の基準値以上の濃度のPFASを含有する場合、上市してはならない。**
〔 2030年8月12日までに、他の規則におけるPFASの使用に関する制限または禁止との重複を回避するために、上記の規定を修正または廃止する必要性を評価する。 〕

⇒詳細未定：「懸念物質」の対象は、2026年12月31日までに影響評価が実施されたうえで整理される見込み

リサイクル可能な包装（6条）の規定内容①

- 市場に出される全ての包装は、2030年1月1日までに、マテリアルリサイクルに対応できるよう設計され、2035年1月1日までに、大規模リサイクルされている必要がある。
- 包装には、「A」「B」「C」「技術的にリサイクル不可」の4段階で、リサイクル性能等級評価が付されます。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降はB以上でないと、EU市場で販売することができない。
- 4段階のリサイクル性能等級により、EU市場での販売に制限がかけられることに加え、拡大生産者責任における「生産者」の負担費用の額が将来的に調整される。
- リサイクル性能等級は、包装カテゴリごとにパラメータの評価に応じて決定され、評価基準は以下の事項を考慮の上、決定される。
 - ✓ リサイクル設計基準のガイドライン…欧州標準化機構（CEN）の議論を参照
 - ✓ 有害物質…欧州化学品庁（ECHA）の議論を参照
 - ✓ リサイクル技術に関する技術・経済的なパフォーマンス…GHG排出、収率、CAPEX/OPEX 等

⇒詳細未定：リサイクル性能等級の評価方法は、2028年1月1日までに欧州委員会によって委任規則が採択される見込み

リサイクル性能等級の考え方

リサイクル性能等級	2030年	2035年		2038年	
	リサイクル可能設計 (重量ベース)	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル	リサイクル可能設計 (重量ベース)	大規模リサイクル
Grade A	95%以上	95%以上	Grade A	95%以上	Grade A
Grade B	80%以上	80%以上	Grade B	80%以上	Grade B
Grade C	70%以上	70%以上	Grade C		
技術的に リサイクル不可	市場販売禁止				

(出所) Regulation (EU) 2025/40の6条, Annex II Table3, Webinar on new Packaging and Packaging Waste Regulation (PPWR)資料 (DG ENV Unit3 “Packaging and Packaging Waste Regulation”(2024年12月16日)) より作成

リサイクル可能な包装（6条）の規定内容②

- 市場に出される全ての包装は、2035年1月1日から、大規模リサイクルが可能である必要がある。
- 「大規模リサイクル」とは、廃棄物となった場合、個別に収集、選別、設置されたインフラでリサイクルされることを指す。大規模リサイクルの方法論は、下表の13カテゴリごとに規定される。
- 大規模リサイクルとしてみなされるためには、各カテゴリごとに、年間リサイクル材の量が木材については30%、その他の素材については55%以上を確保することが求められる。

⇒詳細未定：大規模リサイクル評価の方法論及びリサイクル性能等級の補足・更新等については、2030年1月1日までに実施規則が採択される見込み

大規模リサイクルの評価のカテゴリ

材	包装カテゴリ
プラスチック	硬質PET
	硬質PE、硬質PP、HDPE + 硬質PP
	フィルム・フレキシブル
	PS、CPS、EPS
	その他硬質プラ
	生分解性（硬質・軟質）

材	包装カテゴリ
紙・段ボール	紙・段ボール包装（液体包装用を除く）
	液体包装ボード
金属	アルミニウム
	スチール
ガラス	ガラス
木材	木材、コルク
その他	繊維、陶磁器、その他

リサイクル可能な包装（6条）の規定内容③

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準の包装のカテゴリ

材	包装カテゴリ	包装材の例*	色彩透過	材	包装カテゴリ	包装材の例	色彩透過
ガラス	ガラスを主とする複合包装	瓶、ジャー、小瓶、化粧品容器、タブ型容器、アンプル、ガラス製バイアル（ソーダ石灰ガラス）、エアゾール缶	-	プラスチック（続き）	硬質PP	容器、ボトル、トレイ、ポット及びチューブ	ナチュラル/カラー
紙・段ボール	紙・段ボール包装を主とする複合包装	箱、トレイ、グループ包装、フレキシブル紙包装(例：フィルム、シート、パウチ、蓋、コーン、ラッパー)	-		軟質PP	多層包装及び複数素材包装を含むフィルム	
	紙・段ボールを主とする複合包装	液体包装用板紙、紙コップ(ポリオレフィンラミネートかつアルミニウム有または無でのラミネート)、トレイ、皿及びカップ、金属又はプラスチックのラミネート紙又は段ボール、プラスチックライナー又は窓付き紙又はボール紙	-		HDPE・PP（硬質）	クレート及びパレット、波板プラスチック	
金属	スチールを主とする複合包装	ブリキ板やステンレス鋼を含むスチール製の硬質包装(エアゾール缶、缶、塗料缶、箱、トレイ、ドラム、チューブ)	-		PS, XPS（硬質）	硬質包材(乳製品の包装、トレイ、カップ、その他の食品容器を含む)	
	アルミニウム硬質材を主とする複合包装	アルミニウム製の硬質包装（食品・飲食用の缶、ボトル、エアゾール、ドラム、チューブ、缶、箱、トレイ）	-		EPS（硬質）	硬質包材(魚箱/白物家電、トレイなど)	
	大部分がアルミニウムである複合包装（半硬質及び軟質）	アルミ製半硬質・軟質 包材(容器、トレイ、チューブ、ホイル、軟質ホイル)	-		その他硬質プラ(例：PVC、PC等)	中間バルクコンテナ、ドラムを含む硬質包材	-
プラスチック	硬質PET	ボトル、フラスコ	透明クリア/カラー、不透明		木材	複数素材を含むその他軟質プラ	パウチ、プリスター、熱成形包装、真空包装、改質雰囲気包装（MAP）/改質湿度包装（可撓性の中間バルク容器、袋、ストレッチフィルムを含む）
		ボトル、フラスコ以外の硬質包装(ポット、タブ型容器、ジャー、カップ、単層・多層のトレイおよび容器、エアゾール缶を含む)		生分解性硬質/軟質プラスチック- (例：PLA、PHB)		硬質・軟質な包材	-
	軟質PET	フィルム	ナチュラル/カラー	硬質・軟質な包材		-	
	硬質PE	容器、ボトル、トレイ、ポット、チューブ	セラミック等	粘土、石	ポット、コンテナ、ボトル、ジャー	-	
	軟質PE	多層包装、複数素材包装を含むフィルム					

リサイクル可能な包装 (6条) の規定内容④

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準のパラメータ

パラメータ	パラメータに関する説明
添加物	- 添加物とは、ある特性を素材に付与するために加えられる物質のこと。 - 包装容器に添加物が含まれていると、選別工程で包装材料の選別が誤る原因となったり、得られたリサイクル材を汚染したりする可能性がある。
ラベル	- ラベルの被覆率は、分別プロセスの効率に影響を与える。 - ラベルの素材やラベルの貼り付けに使用されている接着剤の種類も、リサイクル材の品質に影響を与える。
スリーブ	スリーブを使用することで、スリーブと本体を分離することが必要となる。包装本体に対するスリーブの被覆率は、選別しやすさに影響を与えるほか、スリーブの素材は包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。
クロージャー および その他小さな 包装部品	- クロージャーとは、包装を閉じたり密封したりするために用いられる部品のこと。(例：商品改ざん防止用のシュリンクラップ、ライナー、キャップ、蓋、シール、バルブ等) - クロージャーの素材は、包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。また、包装に固定されていないクロージャーは、ごみの増加につながりうる。 - 包装本体に取り付けられている小さな包装部品は、分離のしやすさや包装のリサイクル可能性に影響を与えるほか、選別・リサイクルの工程で消失する可能性がある。
接着剤	- 接着剤は、選別およびリサイクル工程での効率や、利用者による分別に影響しない形で使用することができる。包装に接着剤が残留すると、得られるリサイクル材の品質や純度が低下する恐れがある。 - 洗浄可能な接着剤を使用することで、包装本体から分離しやすくなり、リサイクル材に接着剤の残留物が残らないようにすることが可能である。

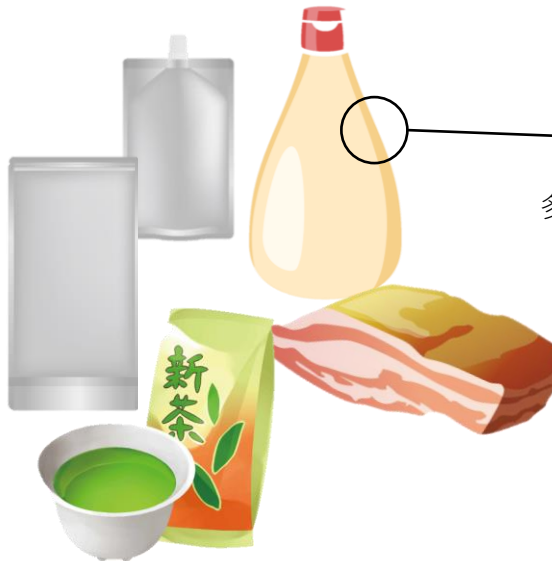
パラメータ	パラメータに関する説明
着色	- 着色剤とは、包装材料に色を付与する物質のこと。 - 濃く着色された紙やプラスチック素材は選別時に影響を与えるほか、リサイクル材の品質を低下させる恐れがある。
素材構成	単一素材または、複合素材であれば、素材が容易に分離でき、かつリサイクル材を高効率で回収できるような素材を使用することが望ましい。
バリア・ コーティング	- バリアは透過防止機能を持たせるために添加される素材や物質、コーティングはその他の機能や特性を持たせるために表面に施される素材を指す。 - 包装にバリアやコーティングが含まれると、リサイクルがより困難となりうる。リサイクル材の高い回収率を確保できる設計が望ましい。
インク・ ラッカー/ 印刷/ コーディン グ	- インクとは、着色剤と他の物質を混合し、印刷またはコーティングの工程で素材に塗布されるのこと。 - ラッカーとは、揮発性溶剤に溶かした樹脂またはセルロースエステル、あるいはその両方を用いた塗布材のこと。 - コーディングとは、バッチコーディングやその他の情報、ブランド表記等を目的として包装に直接施される印刷物のこと。 - 懸念物質を含むインクを使用すると、包装のリサイクルを妨げることになる。洗浄工程で出る印刷インクは、洗浄水を介してリサイクル材に混入する可能性がある。 - また、印刷インクが洗浄工程で出ない場合であっても、インクがリサイクル材の色を損なう恐れがある。
残渣/内容物 の使い切り やすさ	- 製品の内容物が残留すると、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 - 包装の設計は、内容物を容易に空にできるよう考慮し、廃棄時には内容物が完全に排出されていることが望ましい。
解体の しやすさ	- 包装に固定された部品は、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 - 包装の設計によっては、エンドユーザーが下流の選別工程に適した形に分離しやすくなる。ことができる。

リサイクル可能な包装（6条）の要件がもたらす食品包装への影響

- 食品包装に求められる機能は、食品の鮮度・品質維持に必須となるバリア性をはじめとして、強度、柔軟性、耐熱性、耐寒性、耐油性、防曇性など多岐にわたる。
- 多層フィルムは、複層的に素材を重ね合わせることで、単層では実現できない機能を発揮することができる。重ね合わせる素材は必ずしも単一の素材に限らない。例えば、お茶のティーバッグのように、アルミとプラスチックを蒸着*する場合もある。多層フィルムは、食品包装において多用される。

例) 菓子袋やレトルト食品の包装、肉製品を覆うフィルム、お茶のティーバッグ

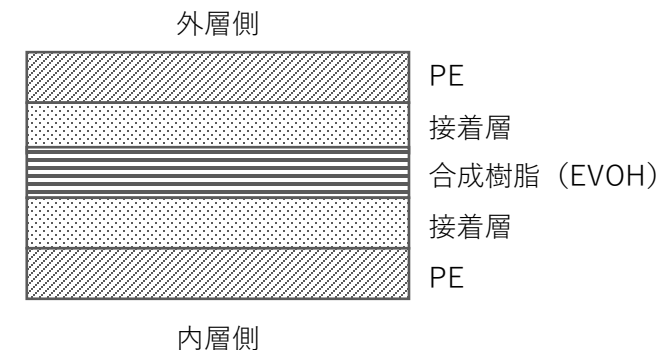
- 複数素材を使った多層フィルムの場合、PPWRで要求される「リサイクル可能設計」への対応が特に課題となる。
- リサイクル設計基準は、2028年1月1日までに採択される委任規則で定められる予定である。実際にこういった構造設計がなされていれば、リサイクル可能とみなされるのか、基準を理解したうえで、包装材のリサイクル設計への対応、あるいはリサイクル適性を有する他の包装材への切り替えが必要である。



多層フィルムが活用されている食品包装例：



多層フィルムの構成例（断面図）



(注) 気化したアルミニウム蒸気をプラスチックフィルムの表面に定着させることで、極めて薄いアルミニウム層をフィルム上に形成する技術を活用

今後設定されるリサイクル設計基準の方向性

- リサイクル設計基準は、欧州標準化機構（CEN）の議論を参照して2028年までに策定される予定である。
- 既に業界団体によって提示されている各種設計ガイドラインを踏まえ、欧州規格も整理されていく可能性が高いと想定されている。既存のガイドラインを2つ紹介する。

CEFLEXガイドライン

CEFLEXとは：

- 軟包装の循環型経済の実現を推進するコンソーシアム。素材メーカーからブランドオーナー、小売まで広く参加。

設定しているガイドライン：

- ポレオレフィン（PO）をベースとした軟包材のリサイクル適性を満たすためのガイドラインを2023年4月に公表

☞ ガイドライン詳細：<https://guidelines.ceflex.eu/guidelines/>

確認しているパラメータ：

構造設計の各要素に加え、ライフサイクル設計も考慮される

CEFLEXガイドラインで考慮される構造設計の要素

材料	バリア層およびコーティング	サイズ・形状・構造	接着剤	インクおよびラッカー	その他の機能
- 廃棄時の包装の分別しやすさや管理手法は包装材料に依存する。 - この観点では、単一材料で構成される包装材の方が、混合材料で構成される包装材よりもリサイクルが容易とされる。	- バリア層およびコーティングは、包装の機能性を高め、資源の消費を削減する。 - ガイドラインでは、バリア層・コーティングの材料や使用量がリサイクル可能性に悪影響を及ぼさないよう、制限を設ける。	包装のサイズ、形状および構造は、分別施設でのプロセスに影響する。	接着剤の使用量は、リサイクル材の品質に悪影響を与えないよう、一定の閾値以下にする必要がある。	インクおよびラッカーの着色面積は、リサイクル可能性とリサイクル材の品質に影響を与える可能性がある。	ジッパー、注ぎ口、栓、バルブなどの包装部品に使用される材料は、包装本体の材料と同じであることが推奨される。

RecyClassガイドライン

RecyClassとは：

- 欧州プラスチックリサイクル業界団体Plastic Recyclers Europe（PRE）が運営するイニシアチブ

設定しているガイドライン：

- 同機関が設定しているリサイクル設計ガイドラインに沿って包材は評価、結果に応じてAからFまでのランクが付与。その他、リサイクルプラスチックのトレーサビリティに関する評価も実施

☞ ガイドライン詳細：<https://recyclclass.eu/recyclability/design-for-recycling-guidelines/>

確認しているパラメータ：

材質構成、材料、色、サイズ、製品残留物、バリア、添加物、接着剤、綴じ口、ライナー、シール、バルブ、その他部品、表面ラベル、ラベル用接着剤、インク、その他装飾

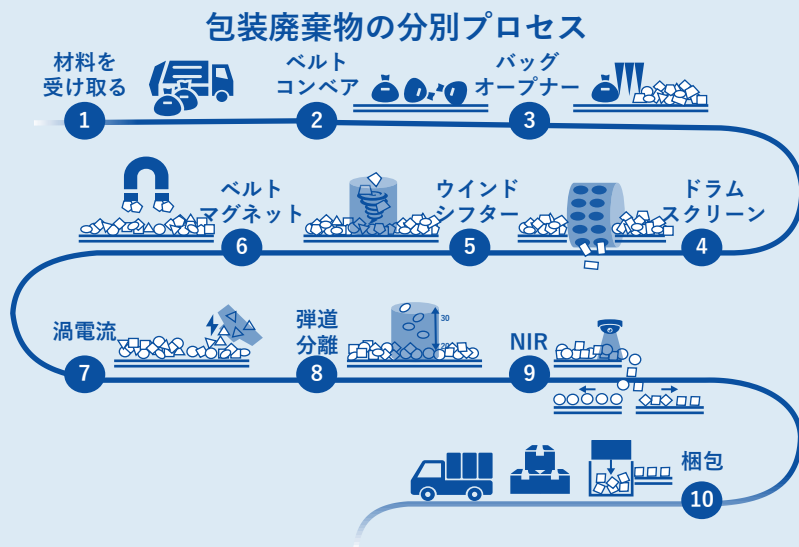
コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- EUにおいて、軟包材の循環経済を推進するイニシアチブであるCEFLEXは、ポリオレフィン（PO）をベースとした軟包材のリサイクル設計ガイドライン「循環型経済のための設計ガイドライン（D4ACE）」を2023年4月に公表している。
- CEFLEXガイドラインにおけるリサイクル適性の評価の観点は、「分別可能性」および「リサイクル可能性」の2つである。現状のガイドラインの対象は、既存のリサイクル技術に基づくリサイクル適性を有するとみなされる包装材であり、具体的には、モノマテリアル素材で構成された包装（PE,PP, 紙, アルミ等）である。

CEFLEXが提示する2つのリサイクル適性評価の観点

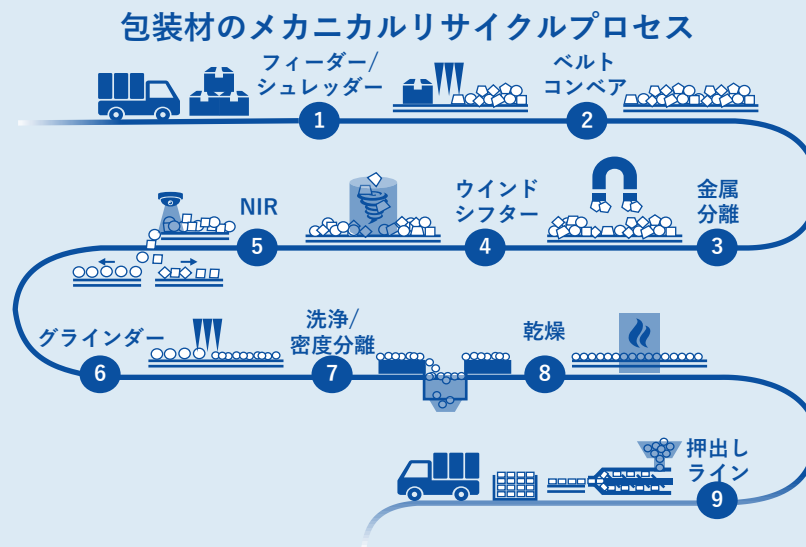
包装廃棄物の分別可能性

- 工業規模の分別施設において、現行の技術とプロセス（下図）を用いて適切な識別・選別ができるか



リサイクル可能性

- 工業規模での標準的なプロセス（下図）と技術を用いて、POベースの材料を機械的にリサイクルできるか



コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- 前述の観点を踏まえ、CEFLEXによるリサイクル設計基準は、包装構造の設計要件とライフサイクル適性から構成される。リサイクルを促進するためには、包装を収集・選別・リサイクルするためのインフラも重要な要素とみなされている。
- このうち、前者の包装構造の設計要件について、CEFLEXが提示しているパラメータは、材料、バリア層およびコーティング、サイズ・形状・構造、接着剤、インクおよびラッカー、その他の機能の6つの要素である。

CEFLEXガイドラインで考慮される構造設計の要素



材料

- 廃棄時の包装の分別しやすさや管理手法は包装材料に依存する。
- この観点では、単一材料で構成される包装材の方が、混合材料で構成される包装材よりもリサイクルが容易とされる。



バリア層およびコーティング

- バリア層およびコーティングは、包装の機能性を高め、資源の消費を削減する。
- ガイドラインでは、バリア層・コーティングの材料や使用量がリサイクル可能性に悪影響を及ぼさないよう、制限を設ける。



サイズ・形状・構造

- 包装のサイズ、形状および構造は、分別施設でのプロセスに影響する。



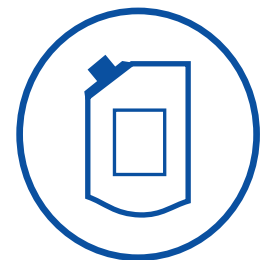
接着剤

- 接着剤の使用量は、リサイクル材の品質に悪影響を与えないよう、一定の閾値以下にする必要がある。



インクおよびラッカー

- インクおよびラッカーの着色面積は、リサイクル可能性とリサイクル材の品質に影響を与えない可能性がある。



その他の機能

- ジッパー、注ぎ口、栓、バルブなどの包装部品に使用される材料は、包装本体の材料と同じであることが推奨される。

コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 CEFLEX

- CEFLEXガイドラインにおける、PPを例にしたリサイクル設計基準は以表のとおり。

設計の要素	適合	部分的に適合	非適合
材料 	- 単一PP - ラミネートされたPP/PP素材で、バリア層・コーティングのPP含有率が90%以上 - 熱安定剤、UV安定剤、造核剤、鉍物およびポリマーキャビテーション剤、帯電防止剤、耐衝撃性改良剤、化学発泡剤、粘着付与剤の使用が最小限である	- 単一PP - ラミネートされたPP/PP素材で、バリア層・コーティングのPP含有率が80-90% - 添加剤および充填剤については今後設定予定	- 非PEおよび非PPの発泡ポリマー層 - PP含有率80%未満 - PET層、PVC層、紙、アルミ箔 - 生分解性および堆肥化可能な材料 - 高懸念物質 (SVHC) - オキソ分解性添加剤 - 発泡熱可塑性非ポリオレフィンエラストマー
バリア層・コーティング 	- 各バリア層およびコーティング (AlOx, SiOx, EVOH, PVOH, アクリル) が、包装全体の重量比で5%以下 - ラミネートおよび印刷された金属化層	各バリア層およびコーティング (AlOx, SiOx, EVOH, PVOH, アクリル) が、包装全体の重量比で5%以上	今後設定予定
サイズ、形状、構造 	- 使用する材料が必要最小限である 20mm×20mm以上 - 製品の残留物が少量 < 1 g/cm³	20mm×20mm以上 - 製品の残留物が中程度 < 1 g/cm³	20mm×20mm以下 - 製品の残留物が多い > 1 g/cm³
接着剤 	ポリウレタン、アクリル、天然ゴムラテックス接着剤、非PP接着層が、包装重量の5%以下	ポリウレタン、アクリル、天然ゴムラテックス接着剤、非PP接着層が、包装重量の5%以上	今後設定予定
インクおよびラッカー 	- 明るく、淡いインク色 - ラッカーおよびインクが包装全体の5%以下 - 表面印刷、ラミネート印刷 - 顔料が透明、自然色、または淡い色	- 暗いインク色 - ラッカーおよびインクが包装全体の5%以上 - 顔料が黒色または暗い色	- PVCバインダーを含むラッカーおよびインク - 顔料がカーボンブラックを含むマスターバッチ
その他の機能 	- ジッパー、蓋、バルブ、注ぎ口等の容器部品に使用される材料の種類が主たる包装材料と同じである - ラベルは、PPを材料とする	- ジッパー、蓋、バルブ、注ぎ口等の容器部品に使用される材の種類が主たる包装材料と同一でない場合、これらの部品は分離しやすくする必要がある。ただし、消費者が部品を分離する必要がある設計が望ましく、可能な限り異なる材料の使用は避けるべき - ラベルがPPでない場合、各包装面の最大30%のサイズとし、かつ容易に取り外せる	ラベルがPPでなく、各包装面の30%を超える

コラム) 軟包材のリサイクル設計ガイドライン例 RecyClass

- Recyclclassガイドラインによる、PPフィルム (Natural) を例にしたリサイクル設計基準は以表のとおり

設計の要素	適合	部分的に適合	非適合
材料構成 (PP総量とPEの差)	- Aと評価されるのは$\geq 95\%$の場合、 - Bと評価されるのは$\geq 90\%$	Cと評価されるのは$\geq 70\%$	- Dと評価されるのは$\geq 50\%$、 - Eと評価されるのは$\geq 30\%$
説明	試験プロトコルに合格し、悪影響がない材料、または(まだ)試験されていないが、PPリサイクルで許容されることがわかっている材料	特定の条件を満たした場合にテストプロトコルに合格した材料、または(まだ)テストされていないが、PPリサイクルを妨げるリスクが低い材料	試験プロトコルに合格しなかった材料、または(まだ)試験されていないが、PPリサイクルを妨げるリスクが高い材料
材料	延伸および非延伸PP (PPプラストマーを含む)	PE $\leq 10\%$ の多層 PP/PE	その他のポリマー (例: PET、PVCなど)
色	無着色、透明	明るい色、半透明の色	暗い色、黒、カーボンブラック
サイズ	包装面積 $> 100 \text{ cm}^2$	包装面積 $30 \sim 100 \text{ cm}^2$	包装面積 $< 30 \text{ cm}^2$
製品残留物	- 指数が 5% 未満の場合は A - 指数が 10% 未満の場合は B	指数が 15% 未満の場合は C	指数が 20% 未満の場合は D、指数が 25% の場合は E $<$、指数が 25% を超える場合は F
バリア	追加コーティングなしの SiO_x および AlO_x	$\leq 5\%$ EVOH (ポリオレフィン複合フィルム中)	$> 5\%$ EVOH (ポリオレフィン複合フィルム内)、バリア層 PVC、PVDC、PA。PVOHプライマーを使用した AlO_x コーティング。その他のバリア層。金属化; アルミニウム
添加物	密度を 0.97 g/cm^3 以上に増加させない添加剤		PBT ボイド剤、生分解性/オキソ分解性/光分解性添加剤、膨張化学剤として使用される発泡剤、密度を 0.97 g/cm^3 以上に高める添加剤 (CaCO_3、タルク、ガラス繊維など)
接着剤	- 脂肪族ポリウレタン $\leq 2.3\%$; - RecyClassによって完全に適合すると承認されたラミネート接着剤; EVOH以外のバリア材と組み合わせる場合はテストが必要	- 脂肪族ポリウレタン $2.3\% \sim 4.5\%$ - 水性アクリル $\leq 2.5\%$; - RecyClassによって限定適合として承認されたラミネート接着剤; - EVOH以外のバリア材と組み合わせる場合はテストが必要	- 脂肪族ポリウレタン $> 4.5\%$、水性アクリル $> 2.5\%$、芳香族ポリウレタン (テスト対象)。 - 試験対象: 沸点を超える高熱用途および/または高耐薬品性のために特別に開発されたラミネート接着剤。 - その他のラミネート接着剤
綴じ口	PP (PPプラストマーを含む)	PE	金属、アルミニウム、PVC、PET、PETG、PS、PLA、非POまたは密度 $< 1 \text{ g/cm}^3$ のフォーム
ライナー、シール、バルブ	PP (PPプラストマーを含む)	PE、取り外し可能なアルミニウム蓋	
その他部品	PP (PPプラストマーを含む)	PE	
表面ラベル	PP	PE	金属化ラベル、その他、紙ラベル
ラベル用接着剤	40°C 未満で水溶性または水放出性		水に溶けない、又は 40°C 未満の水で剥離できない接着剤
インク	非滲みインク準拠EuPIA 除外ポリシー; 製造日または有効期限の印刷	印刷の被覆率が 50% 未満	にじむインク、EuPIA 除外ポリシーに準拠していないインク、PVC コポリマーおよびターポリマー バインダー、その他の塩素化バインダー、印刷の被覆率が 50% 超え
その他装飾	製造日または有効期限のレーザーマーキング	被覆率 50% 未満のレーザーマーキング	

「プラスチック包装の最低リサイクル含有割合」 (7条) の規定内容

- 包装単位全体の総重量の5%以上をプラスチック部が占める場合、p.18で示したカテゴリ及び包装材ごとに定められた割合の、プラスチック廃棄物から回収されたりサイクル材を含む必要がある。リサイクル材の含有割合は、製造工場及び年ごとの平均として計算される。
- 2030年、2040年の2段階で設定されており、2040年には最低含有割合が引き上げられる見込みである。
- 2029年1月1日又は実施規則令の施行日の2年後のいずれか遅い日までにリサイクル材含有割合を計算し、検証へ適合する必要がある。

⇒詳細未定：①利用可能なリサイクル技術に関する委任規則、②プラスチック含有割合等を計算する実施規則、③ 第三国の同等性を判断する実施規則は、2026年末に制定される見通し
※2028年1月1日までに割合の緩和も検討される余地あり

プラスチック包装の最低リサイクル含有割合

項目	2030年1月1日又は 実施規則の発効日から 3年後のどちらか遅い方	2040年1月1日
PETを主成分とする接触包装材（使い捨て飲料用ボトルを除く）	30%	50%
PET以外のプラスチック材料で製造された接触包装材 （使い捨て飲料用ボトルを除く）	10%	25%
使い捨て飲料用ボトル	30%	65%
その他上記以外のプラスチック包装	35%	65%

プラスチック包装におけるバイオベース原料 (8条)の規定内容

- 欧州委員会は、2028年2月12日までにバイオベースプラスチック包装の技術開発の状況、環境性能の状況进行评估する。

⇒詳細未定：評価結果に基づき、下記に対する規制導入が検討される

- ・ プラスチック包装におけるバイオベース原料の持続可能性要件
- ・ プラスチック包装におけるバイオベース原料の使用を増やすための目標設定
- ・ 再生プラスチック食品接触材規制*で求められている食品接触包装の適切なリサイクル技術が利用できない場合に、使用済みプラスチック廃棄物から回収されたりリサイクル材の代わりにバイオベースのプラスチック原料を使用することにより、第7条で定められた目標を達成する可能性の導入
- ・ (必要に応じて) バイオベースプラスチックの定義の修正

堆肥化可能な包装（9条）の規定内容

- 製品と一緒に使用及び破棄される浸透性のティーバッグ、コーヒーバッグ等、果物及び野菜に貼付される粘着ラベルは、堆肥化可能でなければならない。
- 加盟国内で回収スキーム及びインフラが利用可能な場合、加盟国は、自国の領域内で以下の包装が堆肥化可能であることを義務づけることができる。
 - ✓ 機械で使用することを意図し、製品と一緒に使用及び破棄される、非浸透性のお茶、コーヒー及びその他飲料のシングルサーブユニット（金属製のものを除く）
 - ✓ 非常に軽量のプラスチック製レジ袋及び軽量プラスチックレジ袋
 - ✓ 上記以外の包装で、加盟国が本規則の適用より前に堆肥化可能であることを要求していたもの
- 「堆肥化可能」とは、有機廃棄物処理施設において工業的管理下でコンポスト化基準へ適合している状況を示す。
 - ✓ 但し、加盟国が要求する場合には、家庭でのコンポスト化基準に適合しなければならない。
- 本規定の対象となる包装以外（生分解性のプラスチックポリマー、その他の生分解性材料で作られた包装を含む）は、6条に従い、他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく、マテリアルリサイクルを可能とする必要がある。

⇒詳細未定：2026年2月までに堆肥化可能な包装の技術仕様を整理した規格がCENによって更新される予定

包装の最小化 (10条) の規定内容

- 2030年1月1日以降、市場に出される包装は、形状や材質を踏まえ、その包装の機能を確保するために必要な最小限の重量、容積になるように設計されていなければならない。
- これにより、製品の体積を増加させることのみを目的とした包装（二重壁、二重底、不必要な層）は禁止とされる。

⇒詳細未定：2027年2月頃に、包装の最小化に関する要件への準拠の算定・測定方法を規定する統一規格を、CENが更新予定

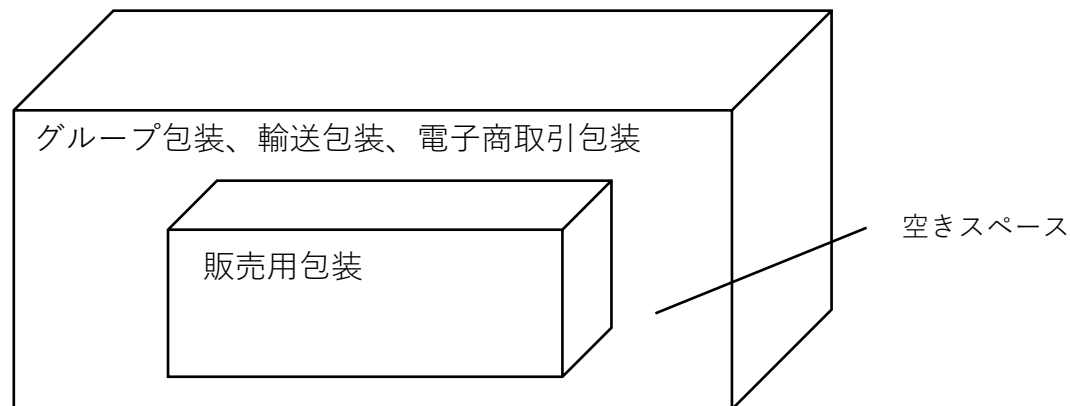
包装の最小化の評価基準

【パートA】 性能基準	パラメータ	詳細
	製品保護	製品の重大な損傷、損失、劣化または廃棄を防止する目的で、包装または充填の時点から最終使用まで製品を保護する必要がある。要件には、機械的または化学的損傷、振動、圧縮、湿度、水分損失、酸化、光、酸素、微生物感染、害虫、官能特性の劣化などに対する保護が含まれる場合があり、製品品質に関する要件を定めた特定の EU 法への参照が含まれる
	包装製造プロセス	製品の重大な損傷、損失、劣化または廃棄を防止する目的で、包装または充填の時点から最終使用まで製品を保護する必要がある。要件には、機械的または化学的損傷、振動、圧縮、湿度、水分損失、酸化、光、酸素、微生物感染、害虫、官能特性の劣化などに対する保護を含む事項が要求され、製品品質に関する要件を定めた特定の EU 法への参照が含まれる
	物流	梱包された製品の適切かつ安全な配送、輸送、取り扱い、および保管を保証する必要がある。最適なスペース利用のための寸法調整、パレット化およびパレット解除システムとの互換性、取り扱いおよび保管システム、輸送および取り扱い中の梱包システムの完全性を含む事項が要求される
	パッケージの機能性	製品の目的や、ギフト目的や季節のイベントでの販売など、製品の販売につながる特殊性を考慮して、機能性を確保する必要がある
	情報	包装製品自体、その使用、保管及び取扱いに関する必要な情報（安全に関する指示を含む）をエンドユーザーに提供できることを保証しなければならない。要求事項には、製品情報、保管、適用、使用に関する指示、バーコード、賞味期限の提供などが含まれる。
	衛生と安全性	包装製品の流通、最終使用、廃棄を通じ、使用者・消費者の安全性並びに製品の安全・衛生を確保しなければならない。安全な取り扱い設計、耐小児性、いたずら防止、盗難防止、偽造防止、危険警告、内容物の明確な識別、安全な開封装置または圧力解放閉鎖を含む事項が要求される
	法的要件	包装及び包装製品が適用法に準拠できることを保証しなければならない。
【パートB】 評価方法・ 最小包装容積および重量の決定	リサイクル材含有、リサイクル可能性、再利用	再利用可能性、リサイクル可能性、及び本規則に基づきリサイクル材の含有を保証しなければならない。包装が再利用を意図している場合は、第 11 条の要件を満たさなければならない。例えば、より多くの往復又は回転を可能にするため、リサイクル含有物の包含を容易にするため、又はリサイクル可能性を高めるため（例えば、単一素材又はポストコンシューマーリサイクル含有物への移行時）、包装の重量又は容積を、他の性能要素の下で可能な場合よりも増加させなければならない場合があることを意味する。
	技術文書に記載すべき内容	(a) 包装に最低限必要な重量及び容積の計算の詳細を含む評価結果の説明。同じ包装の製造バッチ間のばらつきを考慮に入れ、文書化 (b) 各性能基準について、包装製品、包装材及び使用者の安全性及び衛生性を含む包装の機能性を損なうことなく包装の重量又は容積をさらに削減することを妨げる設計要件を説明する記述；これらの設計要件の特定に使用した方法を記述し、包装の重量又は容積をさらに削減することを妨げる理由を説明しなければならない； (c) (a)及び(b)で実施した評価に使用した試験結果、市場調査又は研究。

参考：包装の空きスペースの上限の制限（24条）

- 2028年2月12日までに、販売用包装材を充填する事業者は、包装機能の確保に必要な最小限まで空きスペースを削減する。
- 2030年1月1日または実施規則の発効から3年後のいずれか遅い日までに、グループ包装、輸送包装または電子商取引包装に充填する経済事業者は、最大空きスペース率が50%であることを確保する。
- 「空きスペース」とは、グループ包装、輸送包装または電子商取引包装の総容積とそこに含まれる販売包装の容積との差を指す。紙、エアクッション、気泡緩衝材、スポンジ緩衝材、フォームクッション、木毛、ポリスチレン、発泡スチロールチップ等の充填材で満たされた空間は空きスペースとみなされる。
- ただし、食品を保護するためにスペースが必要な場合には、充填時のスペース分を含むレベル（pack-fill level）で評価され、包装された食品または保護ガスの間または内部の空気は、空きスペースとはみなされない。
- また、販売用包装を電子商取引用包装として使用する、または再利用システム内で再利用可能な包装を使用する経済事業者は、50%の空きスペース率の適用を免除される。

⇒詳細未定：2028年2月までに空きスペース率の計算方法を確立するための実施規則が採択予定



再利用可能な包装（11条）の規定内容

- 再利用可能な包装とみなされるためには、以下の要件を満たす必要がある。
 - ① 何度も再利用されることを目的として考案、設計され、市場に投入されたものであること
 - ② 通常予測可能な使用条件下で、可能な限り多くの回数の利用ができるように考案、設計されていること
 - ③ 消費者の健康、安全、衛生に関して適用される要件を満たしていること
 - ④ 包装製品の品質及び安全性を維持し、食品安全を含む安全及び衛生に関する要求事項への適合を確保しながら、空にし、再充填し、又は詰め替えができること
 - ⑤ 想定された機能を果たす能力を維持しながら再調整が可能であること
 - ⑥ 製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティ及び保存期間を確保するための関連する指示及び情報を含む、ラベルの貼付及び製品の特性及び包装自体に関する情報の提供が可能であること
 - ⑦ 当該製品が、それを行う責任者の健康及び安全に対するリスクなしに、空にし、再充填できること
 - ⑧ リサイクル設計基準を満たし、廃棄物となったときにリサイクルできること

⇒詳細未定：2027年2月頃に、再利用におけるローテーションの最低回数の設定を定める委任規則が採択予定

参考：再利用可能な包装に関連する規定内容（26,29条）

- 再利用可能な包装をある加盟国で初めて利用可能にする事業者は、当該包装の回収を確実にするインセンティブを含み、包装の再利用システムが加盟国で整備されていることを確保するものとする（再利用システムについては、p.43参照）。
- また、再利用可能にする包装材については、下表に示す通り目標が設定されている。ただし、以下のアルコール飲料（日本酒や焼酎、柚酒を含む）等の販売用包装については対象外
 - 腐敗しやすい飲料
 - 牛乳および乳製品、乳製品類似品*
 - ワイン、芳香ワイン
 - ワイン・芳香性ワインに類似するブドウ以外の果実・野菜から作られた飲料
 - その他の発酵飲料*
 - 蒸留酒等 *

参考：29条で設定される再利用目標

対象	2030年1月1日以降	2040年1月1日以降
EU域内での輸送用包装材・販売用包装材 例：パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック箱、中間バルクコンテナ、ペール缶、ドラム缶、キャニスター（輸送中にパレットに載せられた製品を安定させ保護するためのフレキシブルなフォーマット又はパレットラッピング若しくはストラップを含むあらゆるサイズ及び材質のもの）	包装材の少なくとも40%	70%
箱形式のグループ包装 （※販売用包装以外の段ボールを除く）	10%	25%
アルコール飲料および非アルコール飲料に使用される販売用包装	製品の少なくとも10%	40%

⇒詳細未定：2027年2月頃に、再利用可能の対象となる製品のガイドラインが公表される見込み

ラベリング規制 (12条)の規定内容

- ラベル、QRコード等は、エンドユーザーが容易に理解できる1つ以上の言語で提供される。
- 期限前にEU内で製造・輸入され、以下の要件に適合しない包装は、表示要件の適用から3年は市場で提供可能。

【表示要件の適用スケジュール及び内容】

- 2027年2月以降：拡大生産者責任制度の対象となる包装が加盟国内で識別可能となるよう、QRコードを通じて表示
- 2028年8月12日以降：輸送用包装またはデポジット・リターン制度の対象となる包装以外に適用（EC向け包装は適用対象）
 - 材料組成に関する情報を含む統一的なラベル（ピクトグラム）
 - プラスチック包装の場合には、リサイクル含有割合の記載
 - 堆肥化可能であること、家庭での堆肥化には不適であること、自然界に廃棄すべきでないことを表記
 - デポジット・リターンシステムの対象となる場合、国家レベルのラベル表示（今後設定される統一色彩ラベルの両用可能）
 - 消費者の選別を容易にするために、包装の各個別部品の行き先に関する情報を含む QR コードまたはその他の種類の標準化されたオープンなデジタル データ キャリアを包装に配置可能
- 2029年2月12日以降
 - 包装の再利用の可能性に関する表示：使い捨て包装と明確に区別
 - QRコード・オープンデジタルデータキャリアで更なる再利用可能性に関する情報を提供

⇒詳細未定：2026年8月までに①表示要件およびフォーマットに関する統一ラベルおよび仕様を確立するための実施規則、②標準化されたオープンなデジタルマーキング技術を用いて、第包装の材料構成を識別するための方法を確立する実施規則が採択予定

また2030年1月1日までに、標準化されたオープンなデジタルマーキング技術によって懸念物質を識別するための方法を確立するための実施規則も採択予定

特定の包装の禁止 (25条) の規定内容

- 2030 年 1月1日以降、特定の包装形式の仕様をEU市場に出してはならない。
- 但し、加盟国は、規則上で制限されていない包装に対しては、2025年1月1日以前に採択した上市制限を、2030年以降も維持可能。

⇒詳細未定：禁止対象となる包装、適用除外はまだ未定。2027年頃に、ガイドラインが公表される見込み

参考：禁止される包装の例示

包装区分	例	利用が制限される包装
使い捨てプラスチックグループ包装	- 照合フィルム - シュリンク包装	- ボトル、缶、パック等で販売される商品をまとめるために販売時に使用されるプラスチック包装 - 消費者が複数の製品を購入できるように、または購入することを促すための便宜的な包装として設計されたもの。ただし、取り扱いを容易にするために必要なグループ化された包装は除く
未加工の生鮮果物・野菜の使い捨てプラスチック包装	- ネット - 袋 - トレイ - 容器	1.5kg未満の包装済み生鮮青果物用に対するプラスチック包装 - 加盟国は、水分の損失、または膨張性の損失、微生物学的危険または物理的衝撃、酸化を回避する実証された必要性がある場合、または不釣り合いな経済的・管理的コストを伴うことなく、要件に該当する場合*、適用除外を設定することができる
使い捨てプラスチック包装	- トレイ - 使い捨ての皿・コップ - 袋 - 箱	- 飲食サービス部門（HORECA）の施設内で充填され、消費される食品および飲料用の使い捨てプラスチック包装 - 営業所の内外にあるすべての飲食エリア、立食エリア、および複数の経済事業者または第三者が食品および飲料の消費を目的として共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアが含まれる - 飲料水を利用できないHORECAの事業所は免除される
飲食サービス部門の調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料の使い捨てプラスチック包装	- 小袋に分けられた調味料 - トレイ - 箱	- 調味料、保存料、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料に使用される、1回分または1人前が入った、飲食サービス部門における使い捨てプラスチック包装 - 以下の場合は免除される； A) それ以上の調理を必要とせず、すぐに消費されることを意図した持ち帰り用調理済み食品とともに提供される場合； B) 病院、診療所、介護施設など、個別のケアが必要な医療施設において、安全性と衛生を確保するために包装が必要な場合
宿泊施設で活用される個別包装	- シャンプーボトル - ハンド＆ボディローションボトル - バーソープ周辺の小袋	宿泊施設で使用する化粧品、衛生用品、トイレタリー用 の使い捨て包装で、個人予約のみを目的とし、次の宿泊客が到着する前に廃棄されるもの
非常に軽量のプラスチックレジ袋	大量の食料品用に提供される非常に薄い袋	非常に軽量のプラスチック製袋（衛生上の理由で必要とされる非常に軽量のプラスチック製袋や、食品廃棄の防止に 役立つ場合にバラ食品の一次包装として提供されるものを除く）

2

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

事業者 に課される要件 （2） 包装の管理に関する要件

- ① 包装材の管理に課される要件の全体像
- ② 適合性評価
- ③ 拡大生産者責任
- ④ 生産者管理簿への登録
- ⑤ 再利用システムへの参加

包装材の管理に課される要件の全体像

- その他、事業者に関係する包装材の管理に課される要件については、下記に記載のとおりである。

適合性評価

要件詳細：p.37

持続可能性・ラベリング要件へ対応している包装材かどうかについて、包装、包装製品の製造事業者が、EUレベルの共通仕様あるいは規格に基づき、適合性評価を実施する。

また、サプライチェーン上で、技術文書を含む包装材に関する情報をトレースする必要がある。

拡大生産者責任

要件詳細：p.40

包装材のライフサイクルでかかる環境への影響に関連する費用は、「生産者」が負担する義務を負う。

生産者管理簿への登録

要件詳細：p.42

生産者または生産者から委託された生産者責任組織は、加盟国が設置する登録簿に登録する必要がある。登録する際の申請書に記載する情報には、連絡先、納税者番号、商業登記番号等が含まれる。

再利用システムへの参加

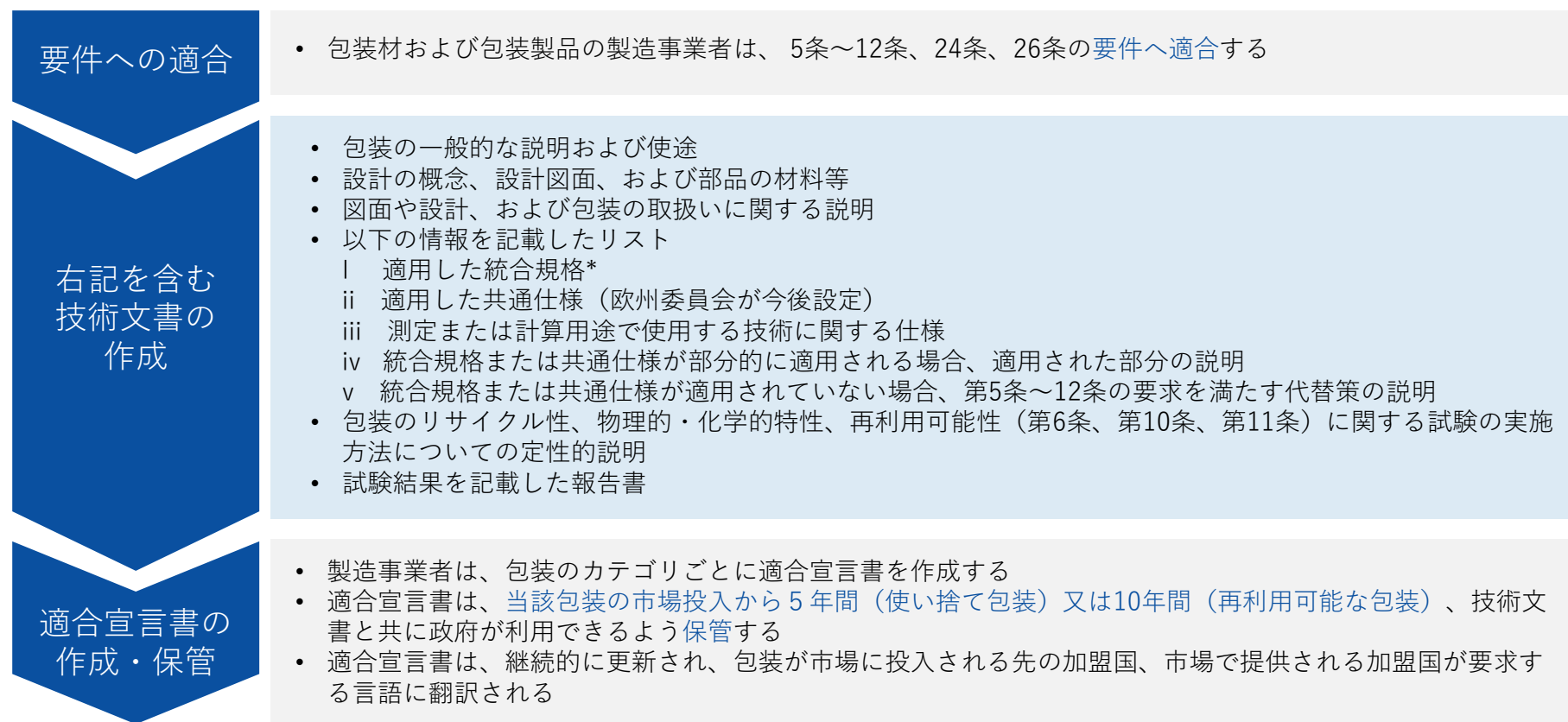
要件詳細：p.43

事業者は、再利用可能なシステムに参加する。このほか、回収や再充填など、再利用を実現するために必要となるインフラを必要に応じて設置する。

適合性評価の規定内容

- 包装材が持続可能性要件・ラベリング要件を満たしていることは、技術文書に加え、適合性が確認された旨を宣言する適合宣言書により証明される。
- 要件の内容が更新された場合には、一度適合性評価を実施していたとしても、更新された要件への適合が求められる。

適合性評価の流れ



（注）欧州官報に掲載された統合規格；「EN 13427:2004」「EN 13428:2004」「EN 13429:2004」「EN 13430:2004」「EN 13431:2004」「EN 13432:2000

(参考) 適合宣言書のイメージ

- 適合宣言書は、8つの項目で示される構造から構成される。

1	包装を特定できる識別番号
2	製造者または認可代表者の氏名、職位、住所
3	宣言； “This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer”
4	宣言の対象となる包装の説明
5	適用した統合規格の記載
6	適用した共通仕様の記載
7	通知機関が発行する証明書に関する説明（該当する場合のみ） - 通知機関の名称、住所、番号 - 通知機関が実行した措置の説明 - 発行された日付 - 必要に応じ、証明書の有効期限および条件
8	署名、宣言書の識別番号

適合性評価における対応事項

- EUでは、適合性評価が実施された製品のための市場販売（上市）が認められる。
- 従って、EU市場で製品を流通させる事業者は、製造者が製品の包装の適合性評価を実施していることを確認、実施されていない場合は実施を依頼又は自らで実施することが必要である。

製造事業者

…包装または包装済み製品を製造する事業者、あるいは自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者

例：包装材製造事業者、食品製造事業者、自身のブランド名・商標で設計した商品を製造している食品製造事業者*

□ 適合性評価の実施

- 包装材供給事業者から必要情報を受け取り、持続可能性・ラベリング要件への適合性評価を実施し、技術文書・適合宣言書を作成。

□ 文書の保管

- 上市から5年間（使い捨て包装）又は10年間（再利用可能な包装）、適合宣言書と技術文書を保管。

輸入事業者

…EU市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者

例：輸入卸売事業者

□ 適合性の確認

- 要件への適合性を、文書等（適合宣言書の内容、ラベルの貼付、要求文書の添付等）の情報に基づき確認。

□ 文書の保管

- 製造事業者と同じ。

□ 適合性維持のための管理

- 責任下にある間、製品の保管・輸送過程で適用要件への準拠が損なわれないよう保管。

販売事業者

…製造事業者、輸入事業者以外の包装を上市する事業者

例：卸売業者、スーパーマーケット

□ 開示情報の適切な利用

- 適用される要求事項への準拠を確認する以外の開示情報の目的外の利用の禁止。

□ 適合性維持のための管理

- 輸入事業者と同じ。

（共通実施事項）

□ 不適合判明時の是正措置構築・回収、当局への報告・協力

- 持続可能性要件・ラベリング要件について不適合の懸念がある場合、是正措置を直ちに講じ、必要に応じて包装を回収。
- 加盟国の市場監視当局に、疑われる不適合及び講じた是正措置を直ちに報告。

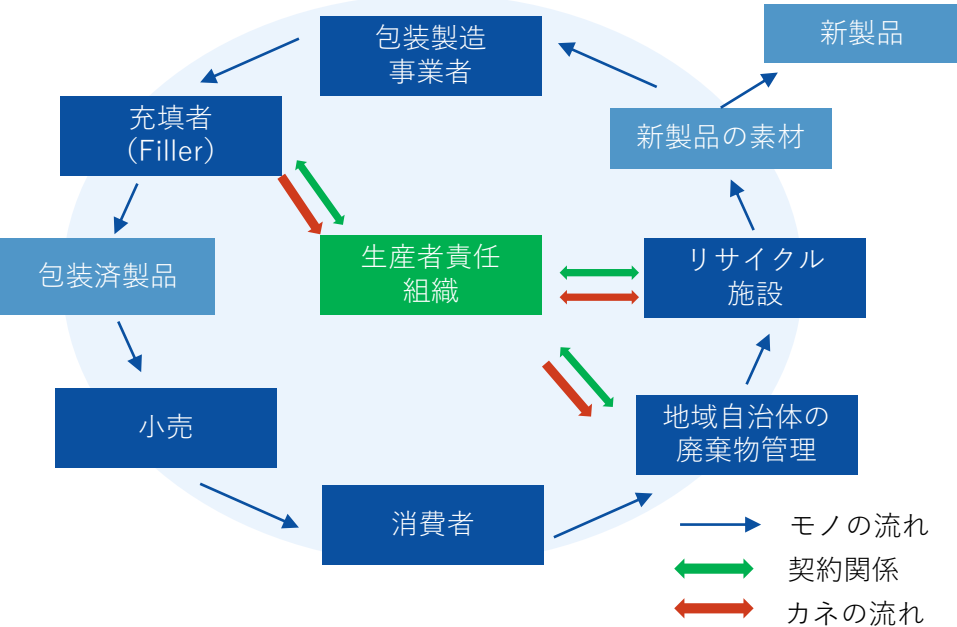
□ 適合性の実証に必要な情報の提供

- 国家当局の要請に基づき、適合性を実証するために必要なすべての情報・文書（当該当局が容易に理解できる1つ以上の言語による技術文書を含む）を、要請から10日以内に、電子形式あるいは紙形式で提供。

拡大生産者責任とは

- 拡大生産者責任とは、製品のライフサイクル全体を通じて、環境への影響に対して相当程度の責任を負うことである。
- 「生産者」は、廃棄物の収集、輸送、分別、処理、リサイクル、廃棄物管理システムの運営、廃棄物管理に関する情報提供および教育活動、廃棄物管理に関する監視および報告にかかる費用、廃棄物容器のラベル表示費用、都市ごみの組成調査費用を負担する。
- 生産者は、自身の拡大生産者責任について、生産者責任組織へ義務の履行を委託することが可能である。
- 拡大生産者責任に関する費用については、各加盟国における生産者責任組織を中心に費用が決定される。事業者は該当する場合、規定された費用負担を負い、またその費用分を製品価格へ転嫁することを検討する必要がある。
- 将来的には、リサイクル性能等級やリサイクル技術の持続可能性基準・リサイクル材に係る環境コストがこの費用設定に反映されることが想定されている。

拡大生産者責任のスキーム



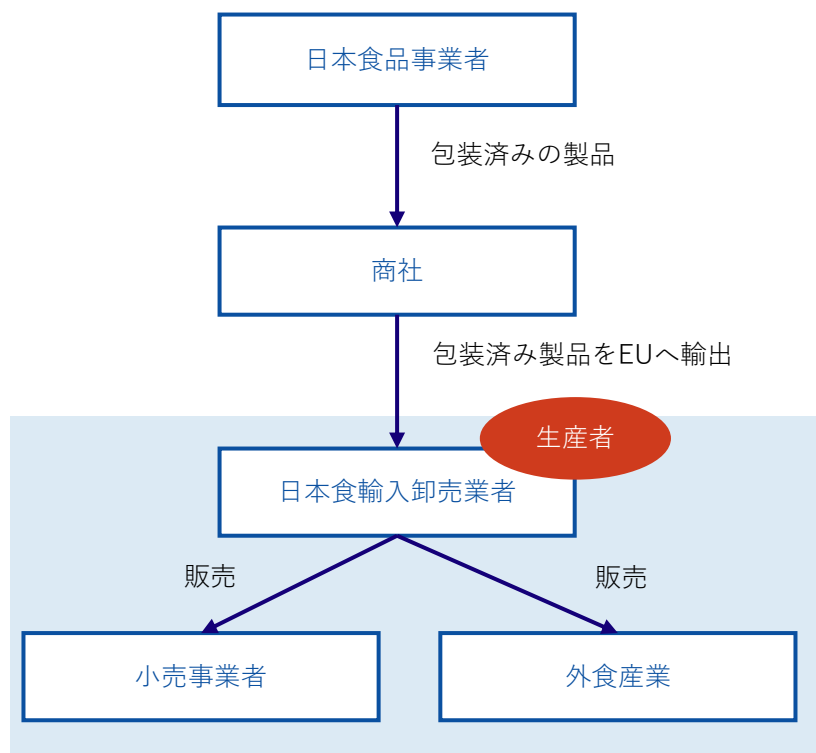
オランダにおける拡大生産者責任の費用設定の例

素材のタイプ	2025年 (€/kg)
ガラス	€ 0.100
紙・段ボール	€ 0.017
硬質プラスチック	€ 1.220
軟質プラスチック	€ 1.320
アルミニウム	€ 0.300
その他金属素材	€ 0.360
木	€ 0.015
飲料カートン	€ 0.880
再利用可能な包装 (システム料金を除く)	€ 0.015
再利用可能な飲料カップ	€ 0.28
その他の素材	€ 0.015

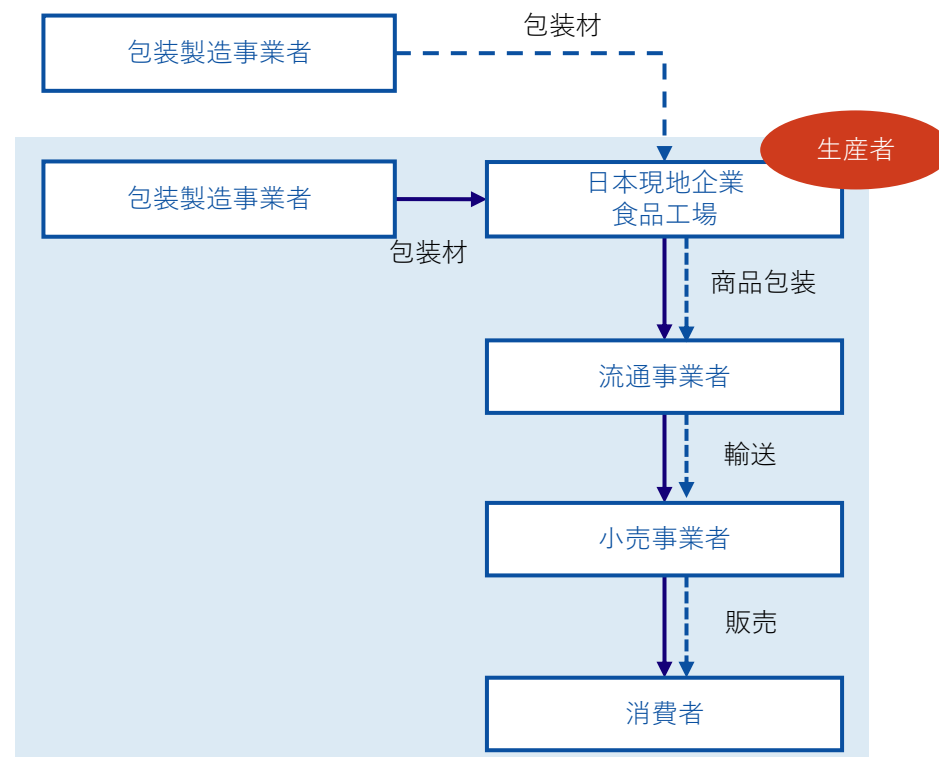
拡大生産者責任における「生産者」の定義

- 「生産者」は、製造業者、輸入業者、販売業者いずれもなりえる。
- 例えば、日本の食品事業者が商社等を介してEU市場に包装済み食品を販売する場合（例①）、生産者は、当該製品を初めてEU市場に輸入する卸売業者である。この場合、日本の食品事業者は利用されている包装がEUで要求される基準を満たしていることを確認する必要がある。
- また、欧州現地に拠点を有している食品事業者が、現地で包装し包装済み製品を販売する場合（例②）、「生産者」に該当する。これは、例えば日本から輸入した包装材で包装し、販売する場合も同様である。

例①：EU市場へ包装済み製品を輸出する場合



例②：現地拠点で包装し、包装済み製品を販売する場合



（注）図は作成者の考えが含まれており、妥当性・完全性を示すものではありません。個別の事例に応じて検討が必要である。

（出所）DG ENV Unit3 “Packaging and Packaging Waste Regulation”(2024年12月16日)を踏まえ、作成

生産者登録簿への登録

- 「生産者」は、包装を利用する場合、加盟国が作成した生産者登録簿に登録する必要がある。生産者管理簿は、加盟国によって、2027年8月までに作成される。
- 生産者登録簿への登録の際に必要な情報は、下記の通り。書面により登録を委任することも可能である。
- 生産者登録簿への登録後、毎年6月1日までに、所定の情報を管理簿を管理している当局に提出する必要がある。

登録時に必要な情報

- 生産者が包装を加盟国の領域内で利用可能にする名称、ある場合にはブランド名
- 生産者の住所、郵便番号及び地名、通り及び番号、国、電話、単一の連絡先を示すウェブアドレス及び電子メールアドレス
- 貿易登録番号または同等の公的登録番号および欧州または国の納税者番号を含む、生産者の国別識別コード
- 委任する場合：委任された代理人の氏名、郵便番号、地名、番地、国名、電話及び電子メールアドレス
- 生産者責任組織へ委任する場合：生産者責任組織の諸情報、生産者が拡大生産者責任をどのように果たしているかの宣言書

毎年の報告時に必要な情報

- 生産者の国別識別コード
- 報告期間
- 生産者が加盟国の領域内で初めて提供する、または生産者が開梱する包装について、付属書II表1の包装カテゴリごとの重量
- 加盟国の領域内で初めて利用可能になる包装、または包装製品が最終使用者ではない生産者によって開梱される包装に関して、生産者の責任を確保するための取り決め

加盟国で初めて1暦年中に10トン未満の包装を利用可能にした場合、1暦年中に10トン未満の包装を開梱した場合に報告する事項：

- 生産者の国別識別コード
- 報告期間
- 以下の種類別の加盟国の領域内で提供する包装の重量
 - ガラス、プラスチック、紙・段ボール、鉄金属、アルミ、木材、その他、合計
- 加盟国の領域内で初めて利用可能になる包装、または包装製品が最終使用者ではない生産者によって開梱される包装に関して、生産者の責任を確保するための取り決め

再利用システム運営者が報告する事項：

- 加盟国で収集・分別された包装廃棄物カテゴリごとの重量
- 加盟国内でリサイクル、回収、処分されるか、またはEU内もしくは第三国に輸送される包装廃棄物のカテゴリごとの重量による数量。
- 別々に収集された容量3リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトルおよび容量3リットル以下の使い捨て金属製飲料容器の重量による数量

再利用システムへの参加

- 再利用・再充填可能な包装に関係する事業者は、再利用システムへの参加が求められる。
- その他、再利用・再充填に関して求められる要件は以下のとおりである。

大項目	対象となる事業者	要求事項
再利用システムに関する義務 (26、27条)	加盟国で、初めて再利用可能な包装を利用できるようにする経済事業者	・ 付属書VIに示す要件を満たす再利用システムの実施を確認
	再利用可能な包装を使用する事業者	・ 1つ以上の再利用のためのシステムに参加 ・ 再利用システムが付属書VIのPart Aを満たすことを確保 ・ 再利用可能な包装を再度提供する前に付属書VIのPart Bに沿って再調整されていることを確認 ※相互リユースシステムの責任者として第三者を任命することが可能。その場合、上記義務は当該第三者が実施。
	クローズドループで再利用可能な包装を使用する事業者	・ システム事業者によって承認された1つ以上の収集ポイントに包装を返却
再利用目標 (29、31条)	消費者に販売用包装のアルコール飲料およびノンアルコール飲料を提供する最終販売業者	・ 自社が市場で入手可能にした包装と同じ種類、形態、サイズのすべての再利用可能な包装を無料で引き取り、サプライチェーン全体を通じて回収と返却を確保 ・ 当該包装の実際の引き渡しが行われる場所、またはその近辺で包装を返却できるよう対応 ※販売面積が100m²以下の場合には、目標達成義務免除
	再利用目標の達成義務を有する最終販売事業者	・ 2030年以降、再利用目標の達成に関するデータを記載した報告書を所管当局に提出
再充填 (28条)	販売面積が400m ² を超える最終販売業者	・ 2030年1月1日以降、販売面積の10%を食品・非食品両方の再充填ステーションに充てるよう、<u>努める</u>
	再充填できる製品購入の可能性を提供する事業者	・ エンドユーザーに再充填に関する規則（再充填に使用できる容器の種類、再充填の衛生基準、容器の使用におけるエンドユーザーの健康・安全責任）を通知 ・ 再充填ステーションの要件に準拠（付属書VIのPart C、その他のEU法に規定される要件） ・ 再充填ステーションで包装及び容器がエンドユーザーに提供される場合には、その包装及び容器が付属書 VI の要件を満たしていない場合又はデポジット・返却システムの一部として提供される場合、無料で提供しない ※エンドユーザーが詰め替えの規則に従わない場合（特に事業者が容器が不衛生であるか、食品や飲料の販売に適していないと判断した場合）エンドユーザーが提供する容器の詰め替えを拒否可能

再利用率システムへの参加（テイクアウト部門）

- 2027年2月12日までに、ホテル、レストラン、カフェ（HORECA）等で事業を実施している場合、テイクアウト部門では以下の対応を取る必要がある。
 - 持ち帰り用包装の温かい飲み物または冷たい飲み物を提供する場合、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供
 - 持ち帰り用包装の調理済み食品を提供する場合、消費者が充填用の容器を持参できるシステムを提供
- 2028年2月12日までに、ホテル、レストラン、カフェ（HORECA）等で事業を実施している場合、テイクアウト部門では以下の対応を取る必要がある。
 - 持ち帰り用包装の温かい飲み物や冷たい飲み物、調理済み食品を提供する最終販売業者は、再利用率システム内で再利用可能な包装の製品を入手する選択肢を与えないといけない。
- 2030年以降、最終販売業者*は販売する製品の10%を再利用可能な包装形式で提供するように努めるものとする。
- 最終販売業者は、消費者が持参した容器で充填された製品あるいは再利用可能な包装に充填された製品を、使い捨て包装からなる販売単位よりも高くないコストで、かつ不利でない条件で提供しなければならない。
- 最終販売業者は、販売時点で、明瞭で判読可能な案内板または標識を通じて、上記の選択肢で製品を入手できる可能性について消費者に通知する。

3

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

加盟国に課される要件

3

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

加盟国に課される要件 （1）目標

- ① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築
- ② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築
- ③ 素材別リサイクル率・回収目標

① プラスチック製買い物袋の削減目標と措置の構築

- 加盟国は、自国における軽量プラスチック製買い物袋（厚み50μm以下）の消費の持続的削減を達成するための措置を講じる。
- 加盟国は、2025年12月31日までに軽量プラスチック製買い物袋の削減のための水準を達成する必要がある。この基準は、「年間1人当たり消費量が40枚以下」である。目標を達成するために講じる措置は、以下の条件付きである。
 - 製造、リサイクル、廃棄される際の環境への影響、堆肥化可能性、耐久性、使用目的を考慮しなければならない。
 - 販売制限を含むことができるが、釣り合いが取れており、差別のないものであることが条件となる。
- 加盟国は、あらゆる種類のプラスチック製買い物袋に対して、経済的手段や国家削減目標などの措置を講じることができる。
- なお、加盟国は、衛生上の目的で必要とされる、またバラ売り食品の販売用包装として提供される非常に軽量のプラスチック製買い物袋は義務から除外することができる。
- 欧州委員会は、2032年2月12日までに、軽量プラスチック製買い物袋よりも環境に有害な影響を及ぼす可能性のある包装材料に関する報告書を作成し、適切な場合には、削減目標とその目標を達成するための措置を定めた立法の提案を提出する。

② 包装廃棄物の防止に関する目標と措置の構築

- 加盟国は、1人当たりの包装廃棄物の発生量を削減するための目標を達成する必要がある。なお、加盟国は、この目標を上回る包装廃棄物防止措置を導入することができる（下表参照）。
- 加盟国は、EUの廃棄物政策の全体目標に沿い、包装廃棄物の発生を防止し、包装の環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じる。特にプラスチック包装廃棄物の発生量を減らすよう努める。
- 加盟国は、レストラン、食堂、バー、カフェ、ケータリングサービスに対し、利用可能な場合には、顧客に水道水を無料あるいは低額のサービス料で、再利用可能または再充填可能な形式で提供することを奨励する。
- これらの措置は、釣り合いが取れており、差別のないもので、貿易障壁や競争の歪みを回避するように設計される必要がある。また、現在使用されている包装より軽量の包装への移行につながってはならない。具体的な措置の例として、以下のとおり。
 - 廃棄物処理のヒエラルキーの適用に対するインセンティブを提供する経済的手段およびその他の措置（廃棄物枠組み指令で示されている廃棄物防止措置 等）
 - 拡大生産者責任のスキームを通じて提供されるインセンティブ
 - 生産者または生産者責任組織に対する廃棄物防止計画の採用義務 等

加盟国が目指すべき1人当たりの包装廃棄物量目標

達成目標	2030年	2035年	2045年
1人当たりの包装廃棄物量の削減率（2018年対比）	5%	10%	15%

③ 素材別リサイクル率・回収目標

- 加盟国は、素材別のリサイクル目標を達成するために必要な措置を講じる。なお、加盟国はさらに上回った目標の設定が可能である。
- なお、この目標は、従来の包装・包装廃棄物指令（PPWD）で要求されていた水準から変化なし。
- また、この目標に関連して、加盟国は、2029年1月1日までに、義務的な収集目標を設定する必要がある。

加盟国が目指すべき素材別リサイクル率

各素材	2025年12月31日	2030年12月31日
すべての廃棄物におけるリサイクル比率	65%	70%
プラスチックの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	55%
木材の最低リサイクル比率（重量ベース）	25%	30%
鉄金属の最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	80%
アルミニウムの最低リサイクル比率（重量ベース）	50%	60%
ガラスの最低リサイクル比率（重量ベース）	70%	75%
紙及び段ボールの最低リサイクル比率（重量ベース）	75%	85%

3

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

加盟国に課される要件 （2） 主要な要件

- ① 返却・収集システム
- ② デポジット・リターンシステムの構築
- ③ 再利用・再充填
- ④ 罰則

① 返却・収集システム

- 加盟国は、エンドユーザーから、すべての包装廃棄物の返却および分別収集を提供するシステムおよびインフラを確立する。
 - リサイクル性能基準に適合する包装は、リサイクルのために収集されるものとする。この包装の焼却および埋め立ては、リサイクルが実行不可能であるか、別途収集された包装廃棄物の処理から生じる廃棄物が、最良の環境結果をもたらさない場合を除き、禁止される。
 - リサイクル適性を有する包装が有さないものと一緒に収集される場合、廃棄またはエネルギー回収の前段で分別されるよう確保できる。
- 加盟国は、質の高いリサイクルを促進するため、包括的な収集・分別のためのシステムとインフラを整備し、リサイクルを促進し、プラスチック原料がリサイクルに利用できるようにしなければならない。リサイクル材料の独自の品質が保存または回復され、量、品質、機能の損失を最小限に抑えながら、同じ方法で同様の用途にリサイクルして使用するために、リサイクル材料への優先的なアクセスを提供することができる。
- 加盟国は、特定の廃棄物について、返却・分別・収集の義務を免除することができる。

② デポジット・リターン・システムの構築

- 2029年1月1日までに、加盟国は、対象となる容器の年間重量の90%を分別収集するために必要なデポジット・リターンシステムを整備する。また、デポジット・リターン・システムが構築され、販売時にデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じる。

【上記要件の対象となる容器】

- 3リットル以下の使い捨てプラスチック飲料ボトル
- 3リットル以下の使い捨て金属性飲料容器
- 加盟国は、使い捨てのガラス製飲料ボトルおよび飲料カートンについて、デポジット・リターン・システムの構築・維持に努める。技術的および経済的に実行可能な場合、使い捨て包装、特に使い捨てのガラス製飲料ボトルのためのデポジット・リターン・システムが、再利用可能な包装にも同様に利用可能であることを確保するよう努める。
- 加盟国がこのシステムの適用を除外することができるのは、以下の場合である。
 - ワイン、CNコード2208に該当するアルコールベースの蒸留酒、牛乳および乳製品等
 - 0.1リットル未満の使い捨てプラスチック飲料ボトル・使い捨て金属製飲料容器（技術的に不可能な場合）
 - HORECA部門で、デポジット付きの包装が施設内で開封され、敷地内で消費され、空容器が施設内に返却される場合はデポジット料金の免除が可能
 - 2026年に加盟国内で初めて利用可能となる当該包装の重量の80%以上を分別収集しており、2028年までに免除を申請し、条件である分別収集率90%の達成を確実にする具体的な措置とそのタイムラインを含む戦略を示す実施計画を提出した場合

③ 再利用・再充填

- 加盟国は、返却への十分なインセンティブを備えた包装の再利用システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。また、環境に配慮した方法での再充填システムの確立を奨励する措置を講じるものとする。これらのシステムは、食品衛生または消費者の安全を損なうものではないものとする。
- 具体的な措置の例としては、以下のとおり。
 - 再利用可能な包装等に関するデポジット・リターンシステムの使用
 - 最終販売業者に使い捨て包装の使用料を課し、販売時点で消費者に包装のコストを知らせる義務を課す等の経済的インセンティブの活用
 - 製造業者または最終販売業者に対して、再利用目標の対象製品以外の製品の一定割合を、再利用システム内で再利用・再充填して提供することを義務付け。その際には、域内市場の歪みや他の加盟国からの製品に対する貿易障壁につながらないことが条件となる。
- 加盟国は、拡大生産者責任及びデポジット・リターンシステムが、廃棄物削減及び防止活動の資金に最低限の予算を割り当てることを確保するものとする。

④ 罰則

- 加盟国は、2027年2月12日までに、本規則の違反に適用される罰則に関する規則を定める。
- また、その実施を確保するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。規定される罰則は、効果的で、釣り合いが取れており、抑止力のあるものとする。

4

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

EU関係者・加盟国等の対応

EU関係者の反応①

- 2025年の2月に採択されるまでのPPWRの議論過程におけるEUの関係者の反応は、様々であった。趣旨に賛同する団体も多い一方で、規則によってもたらされる懸念事項に対する指摘もプレスリリースで各種散見された。
- 以下に、農業・食品関連事業者による指摘の一例を抜粋する。

Copa-Cogeca
(農業者団体)

- 他の経済分野では段階的な目標が設定されている一方で、**生鮮果実と野菜に関しては、プラスチック包装と堆肥化不可能なラベルの使用の大幅な禁止が求められており、不当である。**
- すでに国内法を制定している加盟国では、採択された後も、規則より厳しい国内法の維持が認められる。加えて禁止される包装の適用除外となる製品を決定する際には、各国が独自の例外を定義することが規定されている。つまり、**同じ果物や野菜製品に対して、EU域内で各国ごとのルールが共存することは、EU単一市場の統合的なアプローチに矛盾するものである。**

“Copa and Cogeca ask negotiators on Packaging to find a workable agreement for the fruit and vegetables sector” (2024/4/22)

Food Drink Europe
(食品業界団体)

- PPWRを通じて**包装材をリサイクル可能にするための業界の取組を歓迎**したい。産業界が専門知識を提供し、リサイクルのための設計ガイドラインの開発において協議を進めるべきである。
- 再利用は、消費者に受け入れられ、衛生・安全基準に裏打ちされ、費用対効果の実証され、環境にとって明らかに有益である場合に検討することが望ましい。**再利用は、質の高いリサイクルを補完するものと考え**るべきである。
- リサイクル材の入手可能性とコスト、利用可能なインフラと技術の質を考慮した目標が設定される必要があり、政府の投資を含め、**リサイクル包装に対する投資を確実にするため、より多くのインセンティブを提供**すべきである。
- リサイクル材の活用にあたり、新たなリサイクル技術（ケミカルリサイクル）を正式に認めることを期待**する。

“Food Drink Europe’s suggestions to the new Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023/3/5)

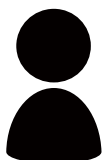
CEFLEX
(軟包材イニシアチブ)

- EU市場で流通する一次食品包装の約半分は軟包材が活用されている。しかし、重量ベースで食品に使用される全包装材の17%に過ぎない。資源の効率利用は、環境面と経済面で利点があり、食品の品質と安全性を維持し、包装材よりも高い温室効果ガス排出量につながる食品廃棄物を防ぐことによりつながる。**軟包材は市場で使われ続けるとともに、リサイクルされる必要がある。**
- 域内市場の法的基盤として、**既存の指令を「規則」として置き換える提案を歓迎**する。
- すでにリサイクル可能な用途やリサイクルされている用途での包装材の使用は、制限なく引き続き許可されるべきである。また、**包装業界のコンセンサスによって支持されている既存のリサイクル設計ガイドラインを考慮し、設計基準は、検討されるべき**である。
- リサイクル性能等級は、設計がリサイクルにどの程度適合しているかの結果を反映すべき**である。性能等級は、**全ての種類の包装が等級Aを達成できる可能性を確保**すべきである。
- リサイクル材の含有割合の目標は、包装製品の製造者が市場に流通させるプラスチック包装の平均値として設定すべきであり、それを可能にする条件と明確な期限付きのセーフティネット条項を付随させる必要がある。

“UPDATED Position on the proposed EU Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023年7月)

EU関係者の反応②

- なお、本事業では2024年12月にPPWRが可決される前後で、現地調査を実施した。その際に、得られた反応を下記に示す。



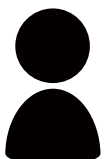
専門家の声

- 1994年以降リユース・リサイクルの促進を目指してきたが、うまくいっていない。国内法のレベルに差が生じ、思ったように適用されておらず、域内で包装廃棄物が増加している。
- 拡大生産者責任が均一化されることは、サポートになる。定義・意味が国ごとに異なり、これまで大きな負担であった。EUレベルでの定義がなされることで、調和化され、透明性が高まる。
- EUでもPE・PPはバージン材が良く活用されている。リサイクル材の原料確保等が課題であろう。



包装関連団体の声

- PPWRにより、リサイクル材を食品接触包材に適用する方法を尋ねられるようになり、プラスチックに対するイメージが変わることを期待したい。
- リサイクルされていない包装材については、今企業があらゆる可能性を模索して、リサイクル適性を有する包装を目指している。リサイクル適性の試験評価の件数も年々増加しており、企業の関心が高いことを示している。
- 一方で、機械の入れ替え等のインフラに対する投資については、動向を静観している企業が大半である。今後決定される下位規則で何が決定されるか、除外規定に含まれるか、気にする企業が多い。



食品関連団体の声

- 農業・食品部門でPPWRに関連する包装は、生産で使用する包装（農業資材等）に加え、食品包装、果物・野菜、ワイン、蒸留酒、乳製品、園芸用包装（花鉢・植木等）に至るまで、あらゆる包装が対象。影響は無視できない。
- EU大手の事業者は既にPPWRを受けた対応の変化を検討している。食品製造者は独自に開発を進めており、加盟国とも協力し、リサイクル設計への適合を検討している。他のセクターや加盟国と共同し、公的資金を使って開発、多くの人を巻き込むように一緒になって開発するプログラムが動いている。要件が多いため、既にPPWR遵守のための部署を設けている企業もいる。
- 委任規則・実施規則の採択が欧州委員会からオンタイムで出てくるか悩ましいが、仮に遅れた場合には、要件の適用は下位規則の採択と連動して調整されるべきだと働きかけている。
- EU域内の食品についてはGI表示制度の対象となる製品について除外規定が設定されることもあり、実際の懸念は当初想定していたほど、大きくなかった。
- 軟包材や多層フィルムを扱うチーズや乳製品、肉類や加工食品で、リサイクル適性を有する設計への適合に向けて懸念が挙げられている。加工食品では、鮮度を保ち、保存期間を延ばすために、真空パックやプラスチックフィルムが必要とされている。リサイクルが難しい場合、再設計に伴う費用が負担となることが予測される。

加盟国の国内法の改正状況

- 加盟国の国内法の状況について、ドイツ、フランス、オランダの3か国を例に、国内法の改正等の検討状況を記載した。
- 下表青字で記載している内容は、前身となるPPWDにおいて、PPWRと同等あるいはより厳しいレベルの規制が、PPWR採択に先駆けて導入された措置である。赤字は独自措置である。

国	関連法	容器包装関連の国内法整備状況
フランス	AGEC法 (LOI n° 2020-105)	- フランスでは、2020年2月に採択された気候・レジリエンス法を中心に、法律が整備されている。同法の下で、使い捨てプラスチックや、リサイクル含有割合に関する政令が整備（decret n 2022-549、decret 2022-507） 2023～2027年の期間に、年間に上市される包装材に占める再利用包装の比率を10%に増加する目標や、2025年までに使い捨てプラスチック容器を20%削減し、削減目標の少なくとも50%を再使用により達成し、100%リサイクル可能にするという目標に従った政策検討が進んでいる 2022年1月以降、小売店での1.5キログラム未満の未加工の野菜や果物のプラスチック包装は禁止されている。プラスチック包装による野菜や果物の販売を例外的に認める「ばら売りでは傷む恐れのある野菜や果物」の品目リストは2023年6月に公表されている 2023年1月1日から、包装や印刷に活用される鉱物油についての強化された規制が施行 2024年9月には、リサイクルできないポリスチレン包装を禁止する措置が、2025年から2030年に延期されることが発表。PPWRと足並みをあわせるために、この禁止措置の適用対象は、リサイクル性能等級A、B、Cに該当しない包装として規定。
オランダ	Besluit Beheer Verpakkingen	- オランダでは、2014年に成立した包装材に関する法律パッケージを軸とし、法律が整備されている 2023年7月1日の改正により、飲料カートン（紙および/または段ボールが主な構成要素である飲み物用カップを除く、液体食品の包装に適した包装）に対するリサイクル目標を引き上げ 2025年からPETボトルについては、使用済みリサイクル原材料を最低 25%使用する義務が設定。2030年には30% 2023年4月1日以降、オランダ市場で販売される3 リットル以下の金属製飲料容器には、デポジット義務が適用。ガラス飲料容器については、デポジット義務なし
ドイツ	Verpackungsgesetz	- ドイツでは、長らく容器包装についてはVerpackungsgesetzで規定されている 2021年に改正が行われ、同年7月より段階的に施行 2022年1月から、使い捨て飲料容器に対するデポジット・リターン制度（Pfand制度）の対象が拡大。ジュースやネクター、スパークリングワイン、プラスチック製の使い捨て飲料ボトルや飲料缶に入ったアルコール混合飲料、等。2024年からは、牛乳、乳飲料、その他の乳製品も対象 2023年からは、テイクアウト部門での再利用包装の提供も開始 - 連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省(BMU)は、2023年6月に、PPWRの成立を見据えた改正案を提案した。自由民主党（FDP）などの反対により同改正案は否決され、全てのステークホルダーが妥結できる方向に向けて検討が行われている。

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

5. 参考資料

第1章： 一般規定	第1条	主題
	第2条	スコープ
	第3条	定義
	第4条	自由な移動
第2章： 持続可能性 要件	第5条	包装に用いられる物質の要件
	第6条	リサイクル可能な包装
	第7条	プラスチック包装における最低限のリサイクル材
	第8条	プラスチック包装におけるバイオベース原料
	第9条	堆肥化可能な包装
	第10条	包装の最小化
	第11条	再利用可能な包装
第3章： ラベリング、 マーキング、 情報要件	第12条	包装におけるラベリング
	第13条	包装廃棄物回収用の廃棄物容器のラベリング
	第14条	主張
第4章： 第6章及び 第8章で記 載されてい る義務以外 の、経済事 業者に課さ れる義務	第15条	製造者の義務
	第16条	包装及び包装材の供給者の情報に関する義務
	第17条	認定代理人の義務
	第18条	輸入業者の義務
	第19条	流通業者の義務
	第20条	フルフィルメントサービス提供者の義務

(続き)	第21条	輸入・販売業者へ適用される製造業者の義務
	第22条	経済事業者の特定
	第23条	容器包装管理事業者の情報に関する義務
第5章： 第8章で 記載されて いる義務以 外の、経済 事業者に課 される義務	第24条	過剰な包装に関する義務
	第25条	特定の包装フォーマットの利用の制限
	第26条	再利用可能な包装に関する義務
	第27条	再利用のためのシステムに関する義務
	第28条	再充填に関する義務
	第29条	再利用の目標
	第30条	再利用目標の達成度の計算に関する規則
	第31条	再利用目標に関する管轄当局への報告
	第32条	テイクアウトセクターにおける再充填義務
	第33条	テイクアウトセクターにおける再利用の提案義務
第6章： プラスチッ ク製買物袋	第34条	プラスチック製買物袋
	第35条	試験、測定、計算方法
第7章： 包装の適合 性	第36条	適合性の推定
	第37条	共通の仕様
	第38条	適合性評価の手続き
	第39条	適合性に関するEUの宣言

§ 1：一般規定

- 第40条 管轄当局
- 第41条 早期の警告報告
- 第42条 廃棄物管理計画と廃棄防止プログラム

§ 2：廃棄の防止

- 第43条 包装廃棄物の防止

§ 3：生産者登録と拡大生産者責任

- 第44条 生産者登録
- 第45条 拡大生産者責任
- 第46条 生産者責任組織
- 第47条 拡大生産者責任の充足の認定

§ 4：返却、回収、デポジット・リターンシステム

- 第48条 返却・回収制度
- 第49条 回収義務
- 第50条 デポジット・リターンシステム

§ 5：再利用及び再充填

- 第51条 再利用及び再充填

§ 6：リサイクル目標及びリサイクルの促進

- 第52条 リサイクル目標及びリサイクルの促進
- 第53条 リサイクル目標の達成度の計算に係る規則
- 第54条 再利用を含むリサイクル目標の達成度の計算に係る規則

§ 7：情報及び報告

第8章続き

- 第55条 包装廃棄物の防止と管理に関する情報
- 第56条 欧州委員会への報告
- 第57条 包装に関するデータベース

第9章：
セーフガー
ド手続き

- 第58条 リスクを伴う包装に対する国レベルでの対応手順
- 第59条 EUにおけるセーフガード手続き
- 第60条 リスクとなる包装
- 第61条 EU市場に入る包装に対するコントロール
- 第62条 形式的な違反

第10章：
グリーン公
共調達

- 第63条 グリーン公共調達

第11章：
委任権限及
び委員会の
手続き

- 第64条 委任の行使
- 第65条 委員会の手続き

第12章：
修正

- 第66条 EU規則2019/1020の修正
- 第67条 EU指令2019/904の修正

第13章：
最終規定

- 第68条 罰則
- 第69条 評価
- 第70条 廃止及び移行規程
- 第71条 発効日と適用